

## 作業療法士の生涯活躍できる環境の整備のための研究

分担研究報告書（令和6年度）

研究分担者 大庭 潤平（神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授）  
研究協力団体 一般社団法人日本作業療法士協会

### 研究要旨

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、医療やリハビリテーションの需要やそのニーズも変化するものと考えられる。一方、医療等サービスに対する需要の多様化は今後益々高まることが示唆され、作業療法士が生涯にわたって活躍できる環境を整備することが重要であり喫緊の課題といえる。そこで、本研究は、作業療法士の生涯活躍できる環境の整備を目的に作業療法士が活躍できる場を探索的に検討することとした。方法は、アンケートによる調査研究とし、調査対象を日本作業療法士協会の会員のうち、メールアドレスを登録している者56,694名とした。結果、有効回答数は2,240件（有効回答率3.95%）で、「こどもとこどものいる場への支援」、「労働者のメンタルヘルス」、「高等教育における障害のある学生」、「その他（一般企業等への勤務、協働）」の領域が抽出された。これらの領域は、作業療法との親和性があり、作業療法の歴史的背景からも作業療法の提供や作業療法士の活動する場として需要が推察できる場であると考えられる。すでに、作業療法士は、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で活動しているため、今回抽出された領域においても作業療法士の活躍の可能性やその対象者の健康や福祉、自立生活等への貢献が期待できると考える。今後は、抽出された領域で活躍する作業療法士を個別的に調査することで、具体的な活動内容やその課題について検討することが必要である。

## A. 研究目的

### 【背景】

近年の日本の人口推計の出発点である令和2(2020)年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,615万人であった。国立社会保障・人口問題研究所によれば、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2045年の1億880万人を経て、2056年には1億人を割って9,965万人となり、2070年には8,700万人になるものと推計されている<sup>1)</sup>。

医療やリハビリテーションの需要は、人口推計や人口構成の影響を大きく受け、そのニーズも変化するものと考えられる。医療関係職種等の今後の供給状況においては職種毎に差はあるものの各職種の養成施設数の増加に伴い右肩上がりとなっており、人口構成の推移を考慮すれば、一部の医療関連職種で近い将来に需要を供給が超過することが容易に推察される。また、職業選択の自由という考えがあることを考えると、供給は政策的に抑制することが難しい現状にあり、供給過多にある職種の業を本来業務とし、これまでに就職していた医療施設等への就職が困難になる学生が増大することも懸念される。

我が国における作業療法士の有資格者数は、2025年3月1日現在で118,471名(過去の国家試験合格者数を単純に累計した数)で、その多くは病院や診療所等の医療関連施設に勤務している。また、作業療法士の働く場は、介護保険領域や障害福祉領域への広がりもあり、現在では様々な場で作業療法士が働くことが見受けられている。他方、作業療法士の養成施設数は、2025年3月1日現在で204校(207課程)、入学定員7,625名であり、これら増加した養成施設数に対し、入学定員割れが深刻となってきた傾向にある。しかしながら、医療等サービスに対する需要の多

様化は今後益々高まることが示唆され、作業療法士の養成数は、多様なニーズに応えるべく、その需要に合わせた適正養成数(入学者定員数)となるよう注力する必要があると考えられる。

一般社団法人日本作業療法士協会の定める作業療法の定義には、「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。」とある。作業療法の対象は、心身に障害があったり、またその恐れがあったり、環境や人間関係に問題があったりすることで、生活や社会生活の困難さを感じているこどもから高齢者まで幅広い年代の人々である。そのため、作業療法士の専門性は多様化する国民のニーズに対応できるため、その職域の拡大を検討し、さらなる充実を目指さなければならないと考える。そのためには、医療従事者等が生涯にわたって活躍できる環境を整備することが重要であり喫緊の課題といえる。

### 【目的】

本研究は、作業療法士の生涯活躍できる環境の整備を目的に、日本作業療法士協会に所属する会員を対象にアンケートを行い、医療施設等以外での作業療法士としての活動状況を調査し、今後作業療法士が活躍できる場を探索的に検討することである。

## B. 研究方法

### 1. 対象

2024年10月1日現在、日本作業療法士協会の会員62,821名のうち、会員管理システム上にメールアドレスを登録している全作業療法士56,694名とした。

## 2. 研究デザイン

アンケートによる調査研究とした。作業療法士における職域の実態を把握するための調査票（以下、調査票）をメールで送信し、Google フォームで回答する WEB アンケートとした。回答期間は 2024 年 10 月 28 日～11 月 17 日の間とした。なお、調査票などの送付資料は巻末資料に添付した。

## 3. 調査内容

調査票の設問は 22 問で、項目は属性および表 1 に示した主とする就労先や主とする就労先以外における現在の就労環境とした。

## 4. 分析

量的データは単純集計した。また一部にクロス集計表を作成した。記述的データは個別的かつ具体的に分析し、特徴や共通課題などを抽出した。

その後、調査結果を基に、他職種や行政と協力しながら作業療法士の知識技術を発揮して事業を展開している領域を抽出し、職域拡大や生涯活躍できる場への新規参入に資する方策を検討した。

## 5. 倫理的配慮

WEB アンケートは無記名で行い、回答をもって同意とみなした。個人が特定できないよう配慮した。得られたデータは厳重に管理した。

## C. 研究結果

### 1. 有効回答数

WEB アンケートは 56,694 名にメール送信し 2,240 名より回答を得た。全てが有効回答であり、有効回答数は 2,240 件、有効回答率 3.95%であった。

### 2. 属性情報

年齢、性別、最終学歴、最終学位、国家資格取得からの経過年数は、図 1 のとおりであった。

### 3. 項目別集計結果

主とする就労先および主とする就労先以外での業務内容（複数回答可）（表 2）では、いずれにおいても治療が最も回答数が多く、対象者の年齢層（複数回答可）（表 3）は老年期が最も多かった。主とする就労先および主とする就労先以外のそれぞれにおいて、対象者の年齢層をこども（①乳児期 and/or②幼児期 and/or③学童期を選択）と青年・壮年期（④青年期 and/or⑤壮年期を選択）、老年期（⑥老年期のみを選択）に分類した。上記 3 分類における業務内容に関して、治療、治療以外（指導・介入、教育、出席・助言、その他を選択、複数回答あり）、治療と治療以外を選択した回答人数を表 4 に示す。対象者の容態（表 5）とその内訳（表 6）では、①傷病者または障害者および②要介護者が主であったが、③①、②以外の対象者も一定数みられた。主とする就労先および主とする就労先以外での活動内容について、記載例に挙げられていた作業療法士の現場業務、リハビリテーション部門の管理業務、地域支援事業、介護予防教室、会議への出席以外の内容の一部を抜粋し、表 7 に記載した。

現状について 5 段階（1：不満～5：満足）で聴取した結果を、主とする就労先を図 2、主とする就労先以外を図 3 に示す。現在の職務内容に国家資格は活かされているかという設問の回答を表 8 に示した。主とする就業先、主とする就業先以外のいずれにおいても a) 十分に活用されている、b) ある程度活用されているという回答が 8 割を超えた。

対象者の容態にて①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群と③①、②以外の対象者を選択した群において、現状と国家資格が活かされているかという設問についてクロス集計をした。その結果を図 4～9 に示す。国家資格は活かされているかという設問において、a) 十分

に活用されている、b) ある程度活用されているという回答は、主とする就業先で①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群では 89.6%、③①、②以外の対象者を選択した群では 87.0%であった。主とする就業先以外では、①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群では 89.1%、③①、②以外の対象者を選択した群では 82.1%であった。

以上の結果から、こどもとこどものいる場への支援、労働者のメンタルヘルス、高等教育における障害のある学生、その他（一般企業等への勤務、協働）について考察する。

## D. 考察

### 1. こどもとこどものいる場への支援

#### 1) 作業療法との親和性

障害のあるこどもと保護者や関係者の支援は日本に作業療法士が誕生した時点から作業療法の範疇であり、長年にわたり知見も蓄積されている。特に児童福祉領域で取り組まれてきた、親子関係、日常生活、遊び、集団等を通じた発達の基礎づくり、様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎的・基本的な知識・技能の習得、就労、地域生活につなげる支援は、関与する場に関わらず活かすことのできるものと考えられる。

日本作業療法士協会が 2022 年に実施した障害福祉領域における作業療法（士）の実態調査<sup>2)</sup>において、児童福祉領域では、所属する施設において他職種から作業療法士は、基本的能力の維持・向上、アセスメント・評価、活動プログラムの提案、助言を期待されていると感じており、作業療法士自身は、遊びの場面での遊具の使用や対人技能、学習の場面での姿勢や文房具の扱い方、目と手の協調性などといった活動分析・作業分析ができる、作業を用いて多様なアプローチが展開でき

る、アセスメント・評価から支援プログラムを作成できる、疾患・障害についての医学的知識があることを他職種と比べて作業療法士の強みと感じている。

#### 2) 背景

障害児通所支援については、平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援や放課後等デイサービス等が創設され、その後約 10 年で児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数、利用者数は平成 26 年から令和元年までで約 2.3 倍と飛躍的に増加した。

文部科学省が令和 4 年に行った通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数は小中学校で 8.8%、高校では 2.2%であり、単純比較はできないものの 10 年前（2012 年）の 6.5%より 2.3 ポイント増加している。

学童期で支援を必要とする児童の増加もあり、こども家庭庁では、社会性や行動の特徴が顕著になる 5 歳児で発達障害のスクリーニングを行い、特別な配慮が必要な児に対して早期介入を実施することを目的に 5 歳児健診を補助事業とし、関与する職種として作業療法士も含まれている。

#### 3) 現状

本調査結果の表 3 対象者の年齢層は、乳児期 196 (8.8%)、幼児期 334 (14.9%)、学童期 440 (19.6%) となっている。うち、表 4 業務内容と対象者の年齢層業務内容で乳幼児期、幼児期、学童期のみを選択した者(対象がこどものみ)126 件のうち、治療以外（治療を選択していない）が 56 件となっている。間接的対応や人材育成などがその業務内容と推測され、その他として具体的に、健診後の遊び教室の運営、フォローアップ教室、保育園幼稚園巡回、小学校補助業務、不登校の児

童の居場所支援、教員の指導・相談対応といったものが挙げられている。

主の就労先では、作業療法士の配置・加算要件のある障害児通所支援施設・事業所以外にも、特別支援学校、小学校、保育所、他に分類されない教育、学習支援業を主の就労先としている者がいる。

2023 年度日本作業療法士協会会員統計資料において、自治体活動への参画状況については、都道府県・市区町村の特別支援教育に関与している者は 506 名、都道府県・市区町村の障害児・者の支援事業や子育て支援事業等に関わっている者は 534 名となっている。2020 年度ではそれぞれ 304 名、348 名であったため、この数年でも増加していることがうかがえる。

#### 4) 作業療法士の活躍の可能性／考え得る成果

障害のある子どもだけではなく、すべての子どもの健やかな育ちのために作業療法士の支援が寄与できる可能性は大きい。障害のある子どもに限らない支援の例としては、岐阜県飛騨市では学校に作業療法室を設置し、子ども自身が主体的に悩みを解決できるようになるための取り組みを行い、自立して生きる力を育てている。多様化する学校教育の課題に対して、教員ではない専門性をもつ作業療法士が活用されることで教員がクラス指導により多くの時間を確保できるようになる後方支援としての効果もある。また、健診事業においては、企画からスクリーニング、フォローアップまで関わる事ができる。

障害のある子どもを対象とする児童福祉領域以外にもすべての子どもに対する作業療法士の支援ニーズは高まっているが、全体のなかでは子どもを専門分野とする作業療法士は少数である。評価・検査も含め発達、発達支援に関する養成教育の充実や、学校や地域を理解するための実践者

教育、健診に携わるためのスクリーニングの技術の補完などが必要と考えられる。

## 2. 労働者のメンタルヘルスと働く場への支援

### 1) 作業療法との親和性

精神疾患に対しては、作業療法士は急性期から退院後の復職支援、再発予防まで、医療機関や障害福祉サービスを通して関わり、その実践の有効性が認められ、障害者の就労支援に関しては、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において就労移行支援の福祉専門職員配置等加算で作業療法士の職名記載がなされている。また、労働者が罹患する精神疾患のひとつであるうつ病に関しては、日本うつ病学会からうつ病治療ガイドラインー精神科作業療法ーが示されている。

### 2) 背景

人々が働く場では、健康診断に基づく健康管理やメンタルヘルス対策をはじめとして、労働者の健康確保に向けた様々な取組が行われてきたが、近年では、厳しい経営環境の中でも、労働者の健康確保や疾病・障害を抱える労働者の活用に関する取組が、健康経営やワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ推進、といった観点からも推進されている。

### 3) 現状

労働者のメンタルヘルス支援、働く場への支援はその言葉のとおり就労の現場において行われ、その業務に特化した施設・事業所があるわけではないため、主たる就労先としては選択肢がないが、表 7 活動内容では、産業精神保健に関する外部 EAP (Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム) 業務、産業保健センターとの連携・相談、産業保健総合支援センターでの講師といった記載が見られた。実態としても、障害者雇用を行う企業に所属し、障害のある社員の支援を行う

なかで、一般社員も含めた企業全体の健康経営にも関与することになったケース、個人事業主として障害の有無にかかわらず就業者に対してカウンセリング事業等を行っているケース、自ら起業し企業の健康経営の支援を行うケース、精神科病院に地域の企業からメンタルヘルス対策の相談があり講演等を作業療法士が担うケースなどが散見される。また、近年の学会発表では、職業病解決への介入報告、職域におけるアルコール関連問題に関する調査・介入報告、労働災害事故発生の一次予防策考案のための調査研究など当該領域に関するものがみられている<sup>4~10)</sup>。

#### 4) 作業療法士の活躍の可能性／考え得る成果

精神疾患に関しては、作業療法士は二次予防、三次予防に関わってきており、その経験から労働者のうつ病を含む精神的不調の防止にも寄与できるものとする。三次予防への関与を足掛かりとして働く場への関与を拡大し、労働者のメンタルヘルスへの作業療法士関与の効果検証によりその効果を提示すること、関連学会や産業界に対してメンタルヘルスへ作業療法士が寄与できることの発信をとおして、企業による作業療法士の雇用が推進されること、医療や福祉の業務の一環として企業へのメンタルヘルス支援が実施できるようになることが期待される。

### 3. 高等教育における障害のある学生への作業療法士の支援

#### 1) 作業療法との親和性

作業療法士は医療機関や児童福祉サービス等において、乳・幼児期、学童期、思春期における身体に障害を呈している児童（肢体不自由）や発達障害を有する児童の支援、精神障害を呈した青年期の支援を行ってきている。高等教育機関である大学という場においても、身体障害、知的障害、

精神障害（発達障害を含む）を有する学生が大学生活において直面する様々な障壁に対し、学生個々のニーズに応じた心身機能や学習、知識の応用などの活動の評価や、他職種との連携を通じ、物理的環境の調整、人的支援、制度的環境の整備に対して作業療法士の知識や経験を活かすことができる。

#### 2) 背景

我が国の高等教育段階においては、障害のある学生の在籍者数が急増しており<sup>11)</sup>、今まで以上に、障害のある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。また、令和6（2024）年4月1日の「改正障害者差別解消法」施行に伴い、障害のある学生も合理的配慮<sup>注)</sup>の提供が法的義務となっている。

注)「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第2条定義）

#### 3) 現状

本調査結果の表7活動内容の記述によれば、主とする就労先では、障害のある児童、保護者、特別支援学校への相談支援から大学等での障害理解を目的とした教育業務への支援まで、幅広い活動が行われている。主とする就労先以外では、大学や専門学校の相談室業務に従事する者も存在する。また、令和5（2023）年度に日本学生機構が実施した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」<sup>12)</sup>において、令和5年5月1日時点の障害学生数は58,141人であり、前年度から8,469人増加している。また、障害学生在籍率は1.79%であり、前年度から0.26ポイント増加している。同じく日本学生機構が発行する「障害のある学生へ

の支援・配慮事例集」<sup>13)</sup>では、精神障害（高次脳機能障害）をもつ学生の就職支援や身体障害のある学生に適応可能な授業機の設置など、学生のニーズに対応するため作業療法士による助言が掲載されている。

#### 4) 作業療法士の活躍の可能性／考え得る成果

大学等に入学を希望する者および在籍する障害のある学生<sup>14) 15)</sup>に対して、作業療法士による合理的配慮の提供を支援することは、社会的障壁を除去する手段として重要である。この取り組みは、障害者基本計画（第5次）<sup>16)</sup>に基づき、高等教育における障害学生支援の推進に寄与するものである。

具体的には、作業療法士を大学等の学生支援センターに配置し、障害のある学生に直接的な支援を提供する場を設けることが重要である。加えて、医療機関に従事する作業療法士との連携を確立することにより、合理的配慮を提供するための支援体制を構築することが求められる。また、障害のある学生に対して適切な支援を行うためには、研修を通じて作業療法士の専門性をさらに高めること、および支援方法を広く普及させることが必要である。

### 4. その他（一般企業等への勤務、協働）

#### 1) 作業療法との親和性

2010年のチーム医療の推進<sup>17)</sup>において、「作業療法」に含まれるとされた業務には、移動、食事、排泄、入浴等の日常生活動作の訓練、家事や外出の訓練、職業関連活動の訓練、福祉用具の使用に関する訓練、退院後の住環境への適応訓練、発達障害および高次脳機能障害に対するリハビリテーションが含まれる。

作業療法は医学的リハビリテーションの治療技術の一つであるが、対象者の心身機能の障害を

改善・軽減するだけでなく、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health；ICF）でいう生活機能を包括的に捉えている。また、生活機能に影響を与える要素である、家庭や職場などの個人にとって身近な環境、社会的なコミュニティや構造、公的サービスなどの環境因子と対象者の経験、役割、価値観などの個人特性（個人因子）も包括的に捉える必要がある。これらの技術は、社会保障と密接に関連する一般企業、福祉用具や支援機器の開発分野においても、その専門性を活かし、適切なニーズに応えることが可能である。

#### 2) 背景

2017年に制定された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が掲げられている。また、地域共生社会との連携を通じて、高齢者やこども、身体障害、知的障害などの対象者ごとに制度化されてきた各サービスを、それぞれの地域の実情に基づいて一体化する方策へと深化している。

作業療法士の活動領域は、医療、保健、福祉、教育、介護、その他に大別される。特に医療機関で働く作業療法士の数が最も多いが、高齢化社会への対応として介護領域で働く作業療法士が増加している。また、国が目指す「共生社会の実現」に対応するため、障害福祉、教育、職業領域で活動する作業療法士も増加傾向にある。さらに、社会の変化や一般企業の新たなニーズに応じて、作業療法士が企業で就職する事例もあり作業療法士の活躍の場は多様化し、その広がりをみせている。

#### 3) 現状

本調査結果の表7の記述によれば、作業療法士は、不登校児童の居場所事業所での見守り支援、

障害者雇用を行う企業への支援、福祉用具の販売・貸与、介護ロボットの普及・導入支援、企業コンサルティング、自動車学校での障害者向け教習業務など、多様な活動を展開している。また、主な就労先以外では、地域での親子ふれあい活動、運動遊び教室、口育講座、スクールカウンセリング、障害予防指導、高齢受刑者の身体機能維持、受刑者への教育支援、作業能力評価など、幅広い分野での取り組みが確認されている。さらに、日本作業療法士協会の「作業療法白書 2021」<sup>18)</sup>によると、福祉用具貸与・販売 11 人、教育委員会 11 人、研究機関 22 人、リハ関連企業 52 人、一般企業 57 人が、それぞれの分野で作業療法士の専門性を活かした活動を行っていることが報告されている。

#### 4) 作業療法士の活躍の可能性／考え得る成果

法律上の配置義務はないものの、作業療法士は人々の健康増進や障害者の社会参加促進を支援する専門家であり、一般企業との連携においてその能力を発揮している。公的保険外での作業療法士による支援は、医療・介護・福祉サービスを補完する役割を担い、企業がその専門性を活用することで新たなサービスの創出が期待される。この取り組みは、障害者の社会参加を促進し、新たな市場を開拓するとともに、国民の健康状態の改善を通じて社会保障費の抑制に貢献する可能性を有している。

特に、福祉用具やニーズに基づいた自立・介護支援機器等の開発や社会実装においては、機器が適応する対象者の状態像の明確化、有用性を示すためのデータ収集方法や手続き、そして人を対象とした研究倫理への配慮が不可欠である。作業療法士はこれらの領域において専門的な知識と経験を有しており、企業やコーディネーター等のチームへの参加が求められている。

作業療法は医学的リハビリテーションの重要な技術であるが、社会的・職業的リハビリテーションの分野においても、その専門性を体系的に活用できる枠組みの構築が喫緊の課題である。

## E. 結論

今回の調査で、作業療法士の活躍できることが期待される場として、「こどもとこどものいる場への支援」、「労働者のメンタルヘルス」、「高等教育における障害のある学生」、「その他（一般企業等への勤務、協働）」の領域があげられた。これらの領域は、作業療法との親和性として、心身に障害のある者やその恐れのある者が対象とされ、活動や参加の獲得を行うことで、自分らしく人生を豊かに送ることが可能となる点であった。また、作業療法の歴史的背景として精神領域に源流があり、心と身体を同時に同程度に重要視するという作業療法の特徴から、これらの領域においても作業療法の提供や作業療法士の活躍する場としての需要が推察できた。すでに、作業療法士は、医療、保健、福祉、教育、職業などの多様な領域で活動しているため、今回抽出された領域においても作業療法士の活躍の可能性やその対象者の健康や福祉、自立生活等に貢献できることが期待できると考える。今後は、これらの領域で先駆的に活躍する作業療法士を個別的に調査することで、具体的な活動内容やその課題について検討することが必要である。

## F. 健康危険情報 なし

## G. 研究発表 なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

### 1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

#### 【文献】

1) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）

[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_gaiyou.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf)

2) 障害福祉領域における作業療法（士）の実態調査

[https://www.jaot.or.jp/files/page/syogaifukushi/2022\\_syogaifukushi\\_OT\\_survey.pdf](https://www.jaot.or.jp/files/page/syogaifukushi/2022_syogaifukushi_OT_survey.pdf)（巻末資料）

3) 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001088186.pdf>

4) 照井林陽ら：産業精神保健における一次予防の直接的実践と間接的実践についての検討. 第58回日本作業療法学会. 2024.11（北海道）

5) 柳沼圭亮ら：地域産業を担うワイナリーの職業病解決に作業療法士が介入する可能性. 第58回日本作業療法学会. 2024.11（北海道）

6) 小井美波ら：同一課における同僚のメンタルヘルス不調に対する傷病欠勤の影響. 第57回日本作業療法学会. 2023.11（沖縄）

7) 照井林陽ら：作業療法士の産業精神保健一次予防実践者の属性に関する検討. 第57回日本作業療法学会. 2023.11（沖縄）

8) 前田大輝ら：職域におけるアルコール関連問題に対する Google フォームを用いた調査及び介入—産業精神保健への広がりを目指して—. 第56回日本作業療法学会. 2022.11（京都）

9) 石川竜乃介ら：二次産業の半導体製造労働者におけるストレス応答ホルモン濃度、血糖値、

主観的疲労度の経時的変化. 第55回日本作業療法学会. 2021.11（Web）

10) 照井林陽ら：産業精神保健における精神科作業療法士の実践の現状. 第55回日本作業療法学会. 2021.11（Web）

11) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害及び高等専門学校における障害のある修学支援に関する実態調査. 2017

12) 令和5年度（2023年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2024/11/11/2023\\_houkoku\\_3.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2024/11/11/2023_houkoku_3.pdf)

13) 精神障害の学生への支援・配慮事例（日本学生支援機構）

[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_hairyo\\_jirei/seishin.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/seishin.html)

14) 文部科学省：障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告第一次まとめ

15) 文部科学省：障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告第二次まとめ

16) 障害者基本計画(第5次)：

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kih\\_onkeikaku-r05.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kih_onkeikaku-r05.pdf)

17) 厚生労働省医政局長通知：平成22年4月30日 医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について

18) 日本作業療法士協会：作業療法白書2021

#### 【巻末資料】

・依頼状；作業療法士の職域実態を把握するための調査・研究遂行のご協力について

・別紙1；作業療法士における職域の実態を把

握するための調査票

・別紙2；就労先一覧

・障害福祉領域における作業療法（士）の実態  
調査

表1 アンケート調査項目

1. 回答者属性情報	年齢、性別、最終学歴、最終学位、国家資格取得からの経過年数
2. 主とする就労先/主とする就労先以外における、現在の就労環境について	
1) 就労先の環境 (選択・記述式)	就労先の業態、現在の業務内容とその対象者(性別、年齢層、容態、活動内容)、勤務先の所在都道府県、勤務先での職種、勤務先における役職
2) 就労先の満足度 (5件法)	給与・福利厚生、労働時間、職場の雰囲気・人間関係、職業の安定性、仕事の内容・やりがい、仕事上での裁量権、入職時の教育体制、昇進後の教育体制、職能を高める教育体制
3) 現在の職務内容が職能としての経歴・経験になるか (5件法)	
4) 現在の職務内容について今後も転職せずに働き続けようと思えるか (5件法)	

図1-1 属性情報 年齢

2,240件の回答

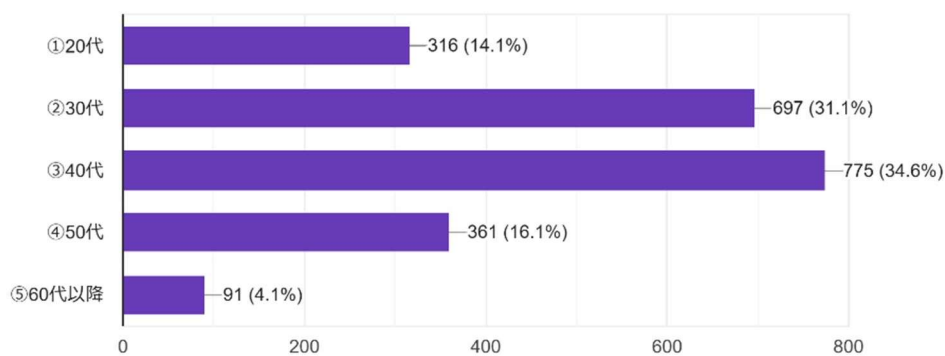


図1-2 属性情報 性別

2,240件の回答

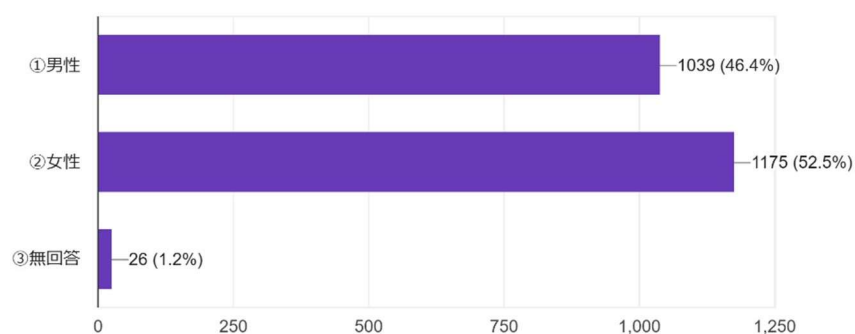


図 1-3 属性情報 最終学歴

2,240 件の回答

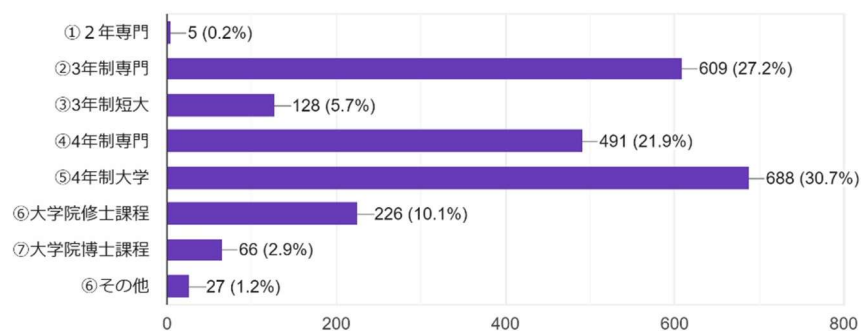


図 1-4 属性情報 最終学位

2,240 件の回答

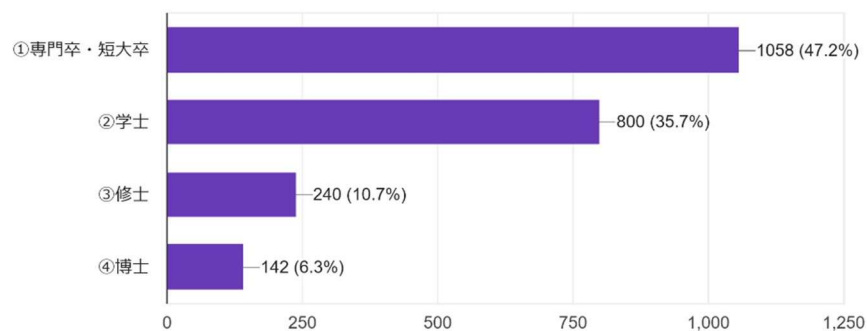


図 1-5 属性情報 国家資格取得からの経過年数

2,240 件の回答

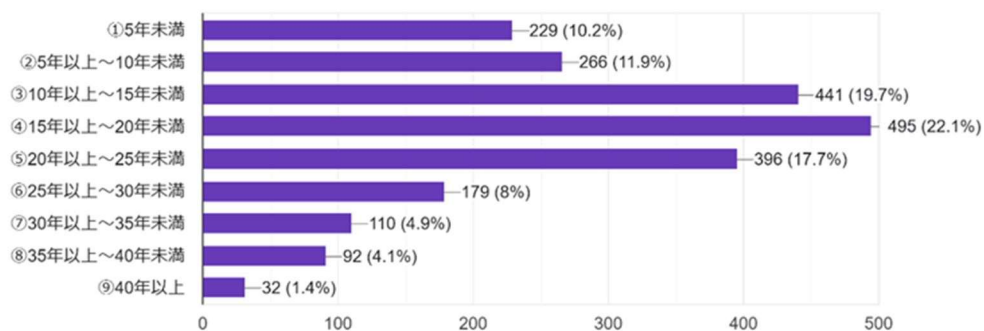


表2 業務内容

	主とする就労先 (回答数)	主とする就労先以外 (回答数)
①治療	1745	486
②指導・介入	874	295
③教育	679	210
④出席・助言	259	159
⑤その他	341	94
合計	3898	1244

表3 対象者の年齢層

	主とする就労先 (回答数)	主とする就労先以外 (回答数)
①乳児期	196	66
②幼児期	334	115
③学童期	440	150
④青年期	1120	317
⑤壮年期	1173	339
⑥老年期	1614	462
合計	4877	1449

表4 業務内容と対象者の年齢層

	主とする就労先			主とする就労先以外		
	治療	治療以外	治療+ 治療以外	治療	治療以外	治療+ 治療以外
こども	32人	56人	38人	15人	29人	19人
青年・壮年期	79人	259人	74人	33人	76人	28人
老年期	305人	66人	179人	89人	34人	48人

表5 対象者の容態

	主とする就労先 (回答数)	主とする就労先以外 (回答数)
①傷病者または障害者	1474	437
②要介護者	1514	396
③①、②以外の対象者	674	218
合計	3662	1051

表6 対象者の容態内訳

	主とする就労先	主とする就労先以外
①傷病者または障害者	332人 (14.8%)	140人 (20.4%)
②要介護者	374人 (16.7%)	113人 (16.4%)
①傷病者または障害者, ②要介護者	860人 (38.4%)	216人 (31.4%)
③①、②以外の対象者	338人 (15.1%)	125人 (18.2%)
①傷病者または障害者, ③①、②以外の対象者	56人 (2.5%)	26人 (3.8%)
①傷病者または障害者, ②要介護者, ③①、②以外の対象者	226人 (10.1%)	55人 (8.0%)
②要介護者, ③①、②以外の対象者	54人 (2.4%)	12人 (1.7%)
合計	2240人	687人

表7 活動内容の抜粋

	主とする就労先	主とする就労先以外
こども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園・幼稚園・学校等への巡回</li> <li>・ 小学校等でのケース会議・相談業務</li> <li>・ 小学校の補助業務</li> <li>・ 中学校でのSOSを出すための授業</li> <li>・ 学校の部活動支援</li> <li>・ 児童生徒への支援・指導の補助</li> <li>・ 児童・保護者の相談対応</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 育児、発達相談、支援</li> <li>・ 発達障害児の遊びの支援</li> <li>・ 特別支援教育関連の地域支援、助言</li> <li>・ 特別支援学校における担任および授業</li> <li>・ 学校教育法による自立活動の指導</li> <li>・ 教員などとの連携</li> <li>・ 保育士・障害児通所支援事業所スタッフへの助言</li> <li>・ 発達支援グループ企画運営</li> <li>・ 乳幼児健診後の遊びの教室運営</li> <li>・ 一時保護事業</li> <li>・ 保育所・子育て支援センターなどへの地域支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・学校等訪問支援</li> <li>・ 個別・巡回相談療育</li> <li>・ 町村療育支援</li> <li>・ 乳幼児健診業務および健診後事後教室業務</li> <li>・ 地域での親子ふれあい、運動遊び教室、口育など生活につながる講座</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 歳児健診、5 歳児相談</li> <li>・ 不登校児童の居場所事業所におけるこどもたちの見守り、支援</li> </ul>	
<b>学生</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・専門学校での教育業務</li> <li>・ スクールカウンセリング</li> <li>・ 教育機関（通信制高等学校やフリースクール）に対する障害理解を目的としたワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の講師</li> <li>・ 学生相談室での相談員業務（大学院、大学、専門学校の併設校）</li> <li>・ 看護学校での非常勤講師</li> <li>・ スクールカウンセリング</li> </ul>
<b>就労者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から委託を受けた障害者職場定着にかかるアドバイス業務</li> <li>・ 障害者雇用を行う企業向け支援業務</li> <li>・ 障害者雇用を検討する企業に向けた相談や研修</li> <li>・ 障害者雇用普及のため企業訪問</li> <li>・ 産業精神保健に関する外部 EAP 業務</li> <li>・ 一般企業の障害者雇用担当として、手帳保有者の作業面や体調面のサポート</li> <li>・ 特例子会社での就労定着支援、支援業務、採用活動、広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業保健センターとの連携・相談</li> <li>・ 産業保健総合支援センターでの講師</li> <li>・ 障害者の就労支援事業者への助言</li> </ul>
<b>高齢者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護認定審査会</li> <li>・ 介護給付審査会</li> <li>・ 高齢者の健康維持向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護認定審査会</li> </ul>
<b>地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症カフェの運営・参加</li> <li>・ 若年性認知症カフェ支援</li> <li>・ こども食堂の参加</li> <li>・ 断酒会とのイベント</li> <li>・ 地域の自立支援協議会や就労支援ネットワークへの参画</li> <li>・ 障害者自立協議会の運営を含む地域づくり</li> <li>・ 被災者および支援者を対象とした地域支援事業</li> <li>・ 保健行政業務</li> <li>・ 行政機関等から紹介された住民への健康相談</li> <li>・ 地域住民への講義、地域への医療講演、市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域（地域、学校体育、スポーツ現場）の障害予防指導</li> <li>・ 住民講座講師</li> <li>・ 民生委員、児童委員</li> <li>・ 地域のインクルーシブイベント企画</li> <li>・ 高次脳機能障害者に対する社会復帰支援</li> <li>・ 地域保健活動支援</li> <li>・ 地域権利擁護事業（主に知的、精神障害、認知症）</li> <li>・ 発達障害児、者の就労体験</li> <li>・ 精神障害者のフットサル団体の管理・運営</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>民公開講座</li> <li>・障害者、または障害が疑われる方の相談支援</li> <li>・圏域の高次脳機能障害相談会</li> <li>・地域の障害者スポーツ教室</li> <li>・健康教室の開催</li> </ul>	
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法精神科作業療法</li> <li>・研究活動</li> <li>・福祉用具・住宅改修・住環境整備等に関する相談</li> <li>・支援機器に関する研究業務</li> <li>・補装具・姿勢保持装置作製事業</li> <li>・福祉用具販売、貸与</li> <li>・介護ロボットの普及・相談・導入支援</li> <li>・企業のコンサルティング</li> <li>・障害認定審査会</li> <li>・障害者受給者判定会議</li> <li>・自動車学校にて、障害者への教習業務</li> <li>・企業との製品開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑務所での常勤作業療法士に対する指導</li> <li>・刑務所内高齢受刑者の身体機能維持・向上</li> <li>・受刑者への教育、心身機能へのアプローチ、作業能力評価</li> <li>・研究活動、補助</li> <li>・住環境整備等に関する相談</li> <li>・福祉用具貸与、販売</li> <li>・障害区分審査会</li> </ul>

図2 主とする就労先の現状

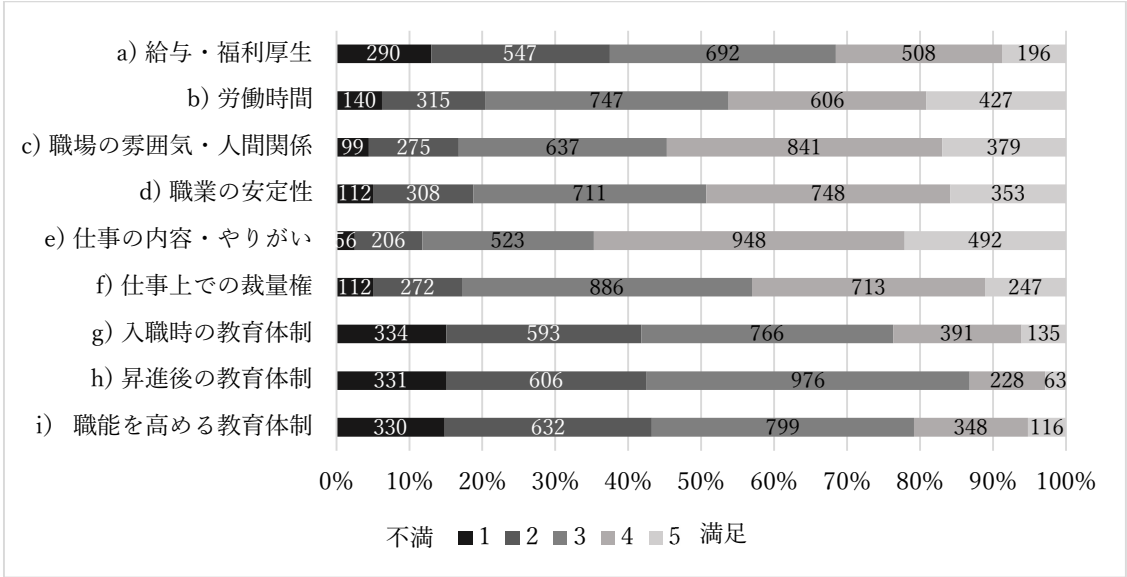


図3 主とする就労先以外の現状

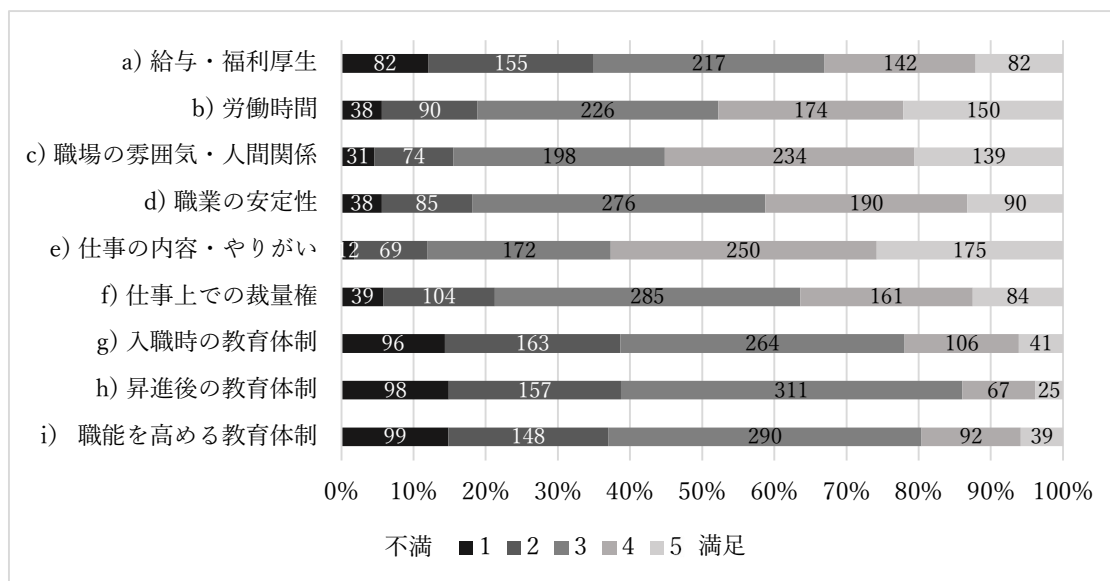


表8 現在の職務内容に国家資格は活かされているか

	主とする就労先	主とする就労先以外
a) 十分に活用されている	1072人 (47.9%)	294人 (43.7%)
b) ある程度活用されている	928人 (41.4%)	297人 (44.1%)
c) どちらとも言えない	142人 (6.3%)	46人 (6.8%)
d) あまり活用されていない	81人 (3.6%)	23人 (3.4%)
e) まったく活用されていない	17人 (0.8%)	13人 (1.9%)
合計	2240人 (100.0%)	673人 (100.0%)

図4 ①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群での現状（主とする就労先）

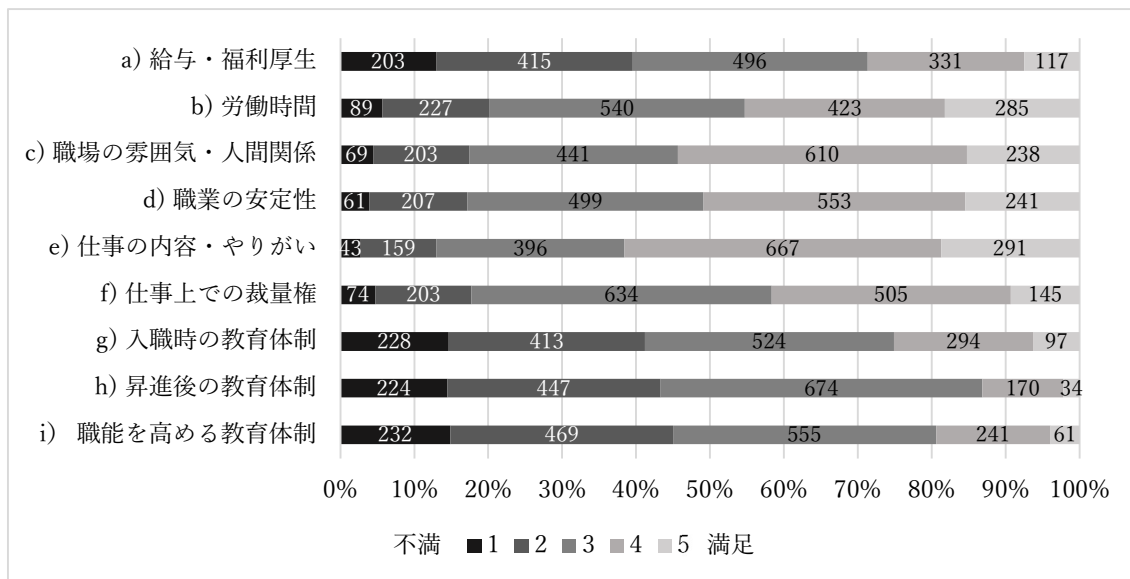


図5 ③①、②以外の対象者を選択した群での現状（主とする就労先）

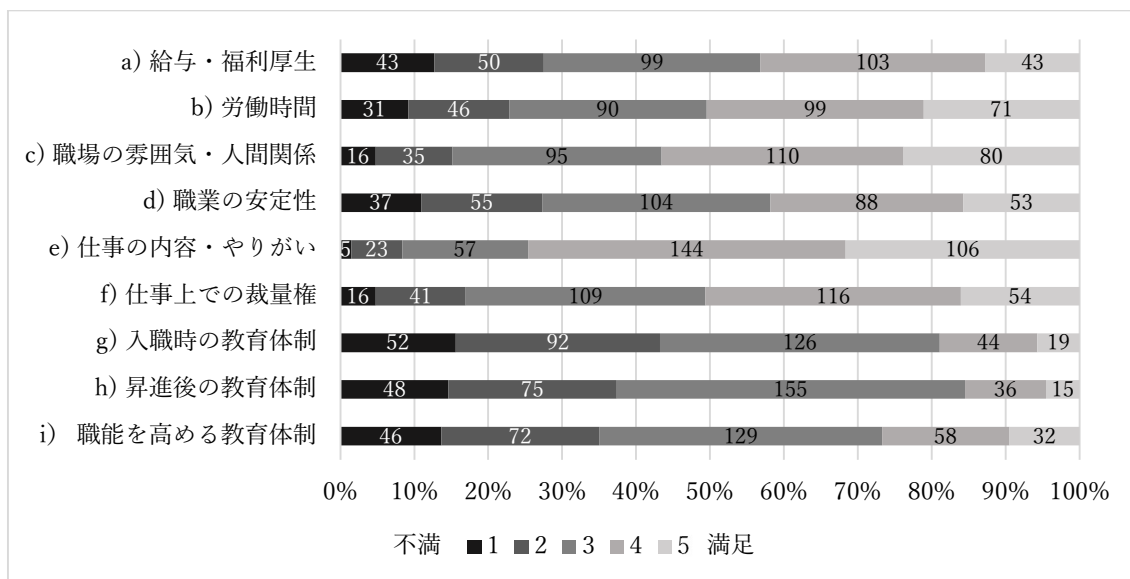


図6 ①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群での現状（主とする就労先以外）

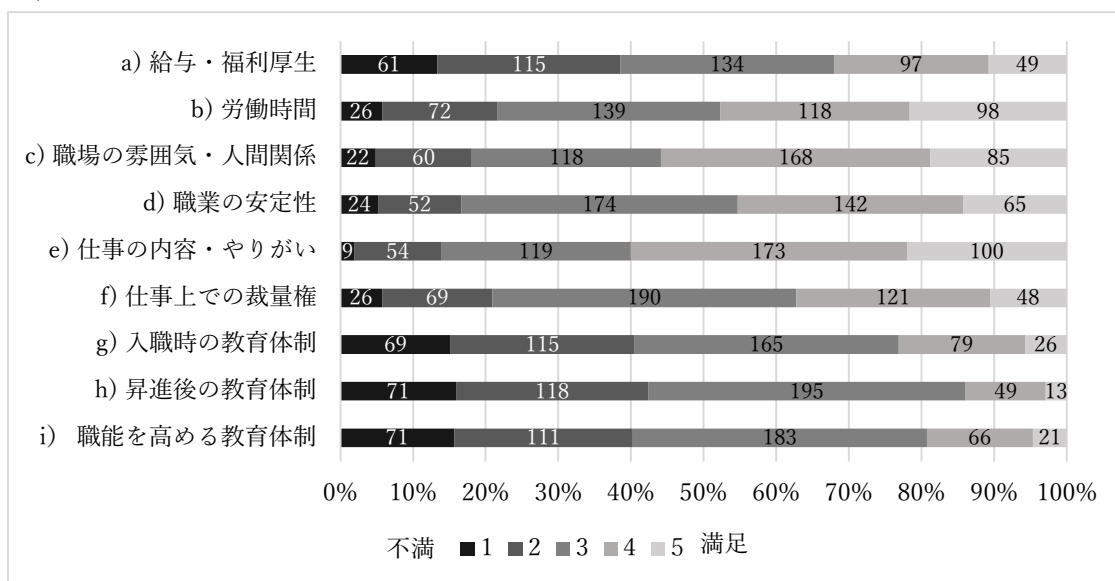


図7 ③①、②以外の対象者を選択した群での現状（主とする就労先以外）

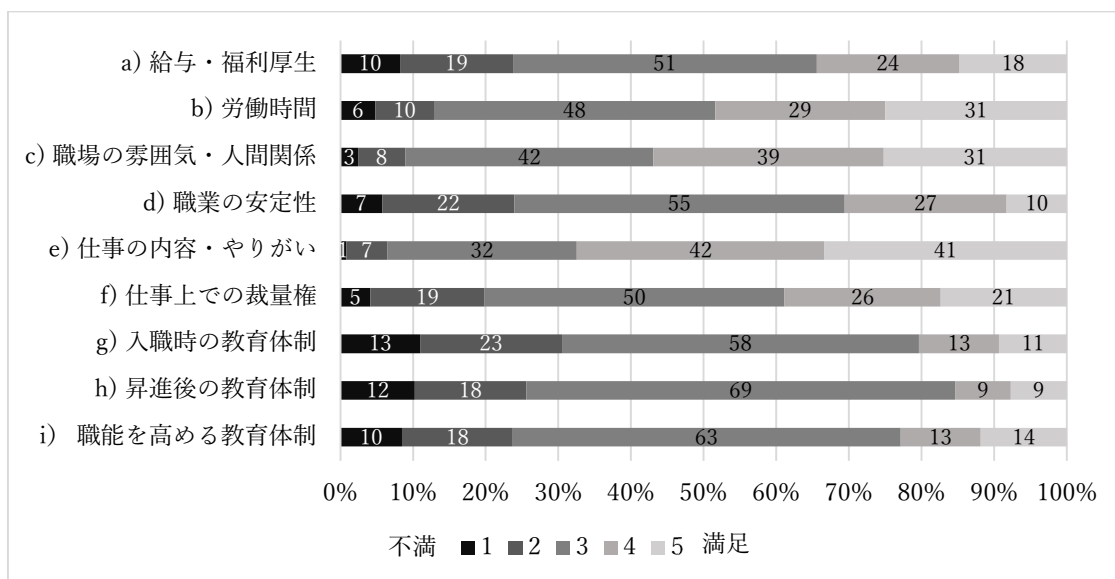


図8 ①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群と③①、②以外の対象者を選択した群で、現在の職務内容に国家資格は活かされているかの比較（主とする就労先）

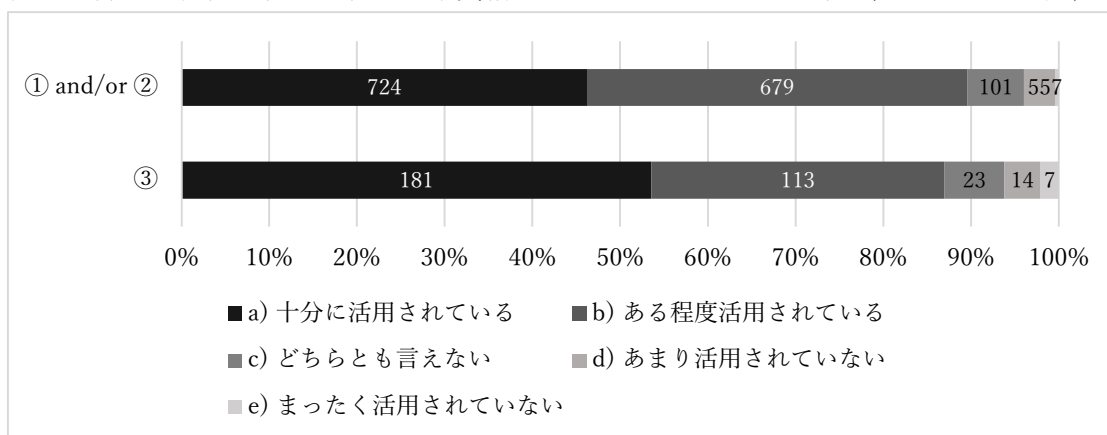
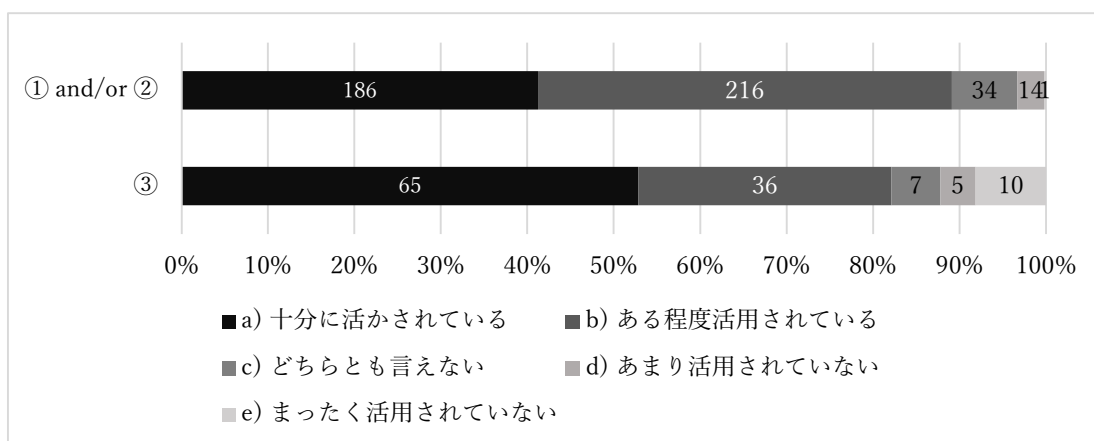


図9 ①傷病者または障害者 and/or②要介護者を選択した群と③①、②以外の対象者を選択した群で、現在の職務内容に国家資格は活かされているかの比較（主とする就労先以外）



令和6年10月28日

一般社団法人日本作業療法士協会  
会員各位

令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
医療関係職種の生涯活躍できる環境の整備のための研究(24IA2008)  
作業療法士 担当研究分担者 大庭 潤平  
(日本作業療法士協会 副会長/団体推薦者)

作業療法士の職域実態を把握するための調査・研究遂行のご協力について(ご依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会は厚生労働省医政局医事課の研究課題である「医療関係職種の生涯活躍できる環境の整備のための研究(24IA2008)」について、令和6年度から令和7年度まで、専門とする職種が社会で安心して活躍するために取り組む団体として調査研究にご協力することとなりました。

この研究は、厚生労働省において医療従事者等が生涯にわたって活躍できる環境を整備するための基礎情報として活用することを目的としており、今後の対策が実態を踏まえたものとなるよう取り組まれています。

つきましては、ご多用のところ恐れ入りますが、別紙調査内容について、会員の皆様の実態を下記URL 又はQRコードよりご回答をお願いいたく、ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

謹白

#### 記

調査期間 : 10月28日(月)～11月17日(日)  
調査回答者 : 会員(国内で勤務する者に限る)  
調査方法 : Googleフォーム(設問は計22問であり、回答は約10分です。)  
調査ページ : URL <https://forms.gle/H82cr8rtpRpCuyHBA>



以上

<調査内容に関するお問い合わせ先>

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 政策調査課  
板橋 匠美 itabashi-takumi@jamt.or.jp

<その他お問い合わせ先>

一般社団法人日本作業療法士協会 事務局  
syokuikityosa@jaot.or.jp

\* お問い合わせはお電話ではなくメールにてお願いいたします

(別紙) 調査内容

## 作業療法士における 職域の実態を把握するための調査票

- 調査期間 : 10月28日(月)～11月17日(日)
- 調査回答者 : 会員(国内で勤務する者に限る)

(別紙) 調査内容

## 1. 属性情報について (計 5 問)

設問 1: あなたに当てはまるものを選択ください。

- a) 年齢 (①20 代、②30 代、③40 代、④50 代、⑤60 代以降)
- b) 性別 (①男性、②女性、③無回答)
- c) 最終学歴 (①2 年専門、②3 年制専門、③3 年制短大、④4 年制専門、⑤4 年制大学、  
⑥その他)
- d) 最終学位 (①専門卒・短大卒、②学士、③修士、④博士)
- e) 国家資格取得からの経過年数  
(①5 年未満、②5 年以上～10 年未満、③10 年以上～15 年未満、  
④15 年以上～20 年未満、⑤20 年以上～25 年未満、⑥25 年以上～30 年未満、  
⑦30 年以上～35 年未満、⑧35 年以上～40 年未満、⑨40 年以上)

## 2. 現在の就労環境について (計 10 問)

※主とする就労先での状況について、設問 2-1～2-4 にご記載ください。

※2 か所以上の就労先がある方は、主たる就労先以外について、設問 3-1～3-4 にご記載ください。

注釈:「主たる就労先」とは、労働者が主に給与を得ている就労先を指し、労働者の総給与収入において最も多くの割合を占める雇用先を意味します。

設問 2-1: あなたが現在、主とする就労先での状況に当てはまるものを選択ください。

※2 か所以上の勤務先がある方は、主たる就労先についてご記載ください。

- a) 主とする就労先の業態 (選択式: )

**※別紙2から選び、その4桁の番号を記載ください。**

(別紙) 調査内容

b)-1) 現在のご自身の業務内容(選択式: )

① 治療、② 指導・介入、③ 教育、④ 出席・助言、⑤ その他

備考)②は治療以外の間接的対応など、③は人材育成や講演活動など、④は各種会議 や  
事業等の構成員としての活動を想定

b)-2) b)-1)の対象者

1)性別: ① 男性、② 女性、③ 性別で区別していない

2)年齢層:① 乳児期、② 幼児期、③ 学童期、④ 青年期、⑤ 壮年期、⑥ 老年期

3)容態:① 傷病者または障害者

① -a 循環器系、b 呼吸器系、c 消化器系、d 内分泌代謝系、

e 神経系、f 生殖・泌尿器系、g 運動器系、h 皮膚系、

i 耳鼻咽喉系、j 眼科系、k 婦人科系、l 小児科系、m その他

② 要介護者

③ ①、②以外の対象者

備考)要介護者の定義:身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(要介護状態区分)のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く。)をいう。(介護保険法第7条第1項より)

4)活動内容(記載例) ① 作業療法士の現場業務

② リハビリテーション部門の管理業務

③ 地域支援事業、介護予防教室

④ ○○会議への出席 など

c) 勤務先の所在都道府県(記述: )

d) 勤務先での職種

(①専門職(技術職)、②事務職、③営業職、④教育職、⑤研究職、⑥行政職、

⑦個人事業主、⑧その他)

(別紙) 調査内容

e)勤務先におけるあなたの役職

- (①代表(社長、院長等)、②上級職(部長、部長代理等)、③中級職(課長、係長等)、  
④一般職(主任、一般社員等)、⑤その他(非常勤社員、派遣社員等))

**設問 2-2: あなたが現在、主とする就労先での以下の状況を教えてください。回答形式:5 択(未記入可)**

- a) 給与・福利厚生 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
b) 労働時間 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
c) 職場の雰囲気・人間関係 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
d) 職業の安定性 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
e) 仕事の内容・やりがい (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
f) 仕事上での裁量権 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
g) 入職時の教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
h) 昇進後の教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)  
i) 職能を高める教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)

**設問 2-3: あなたの国家資格は現在の職務内容に活かされていますか。回答形式:5 択**

- a) 十分に活用されている  
b) ある程度活用されている  
c) どちらとも言えない  
c) あまり活用されていない  
d) まったく活用されていない

**設問 2-4: 現在の職務内容は、あなたの職能としての経歴・経験になりますか。回答形式:5 択**

- a) 非常になる  
b) ある程度なる  
c) どちらとも言えない

(別紙) 調査内容

- c) あまりならない
- d) まったくならない

設問 2-5: 現在の職務内容は、今後も転職せずに働き続けようと思えますか。回答形式:5 択

- a) 十分に思う
- b) ある程度思う
- c) どちらとも言えない
- d) あまり思わない
- e) まったく思わない

設問 3-1: あなたが現在、主とする就労先以外での状況に当てはまるものを選択ください。

※2 か所以上の勤務先がある方は、主とする就労先以外についてご記載ください。

a) 主とする就労先以外の業態(選択式: )

**※別紙2から選び、その4桁の番号を記載ください。**

b)-1) ①治療、② 指導、③ 教育、④ 出席・助言、⑤ その他

備考)②は施術以外の間接的対応など、③は人材育成や講演活動など、④は各種会議  
や事業等の構成員としての活動を想定

b)-2) b)-1)の対象者

1)性別:① 男性、② 女性、③ 性別で区別していない

2)年齢層:① 乳児期、② 幼児期、③ 学童期、④ 青年期、⑤ 壮年期、⑥ 老年期

3)容態:① 傷病者または障害者

① -a 循環器系、b 呼吸器系、c 消化器系、d 内分泌代謝系、

e 神経系、f 生殖・泌尿器系、g 運動器系、h 皮膚系、

i 耳鼻咽喉系、j 眼科系、k 婦人科系、l 小児科系、m その他

(別紙) 調査内容

- ② 要介護者
- ③ ①、②以外の対象者

備考)要介護者の定義:身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(要介護状態区分)のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く。)をいう。(介護保険法第7条第1項より)

- 4)活動内容(記載例)
- ①作業療法士の現場業務
  - ②リハビリテーション部門の管理業務
  - ③地域支援事業、介護予防教室
  - ④〇〇会議への出席 など

c)勤務先の所在都道府県(記述: )

d)勤務先での職種

(①専門職(技術職)、②事務職、③営業職、④教育職、⑤研究職、⑥行政職、⑦個人事業主、⑧その他)

e)勤務先におけるあなたの役職

(①代表(社長、院長等)、②上級職(部長、部長代理等)、③中級職(課長、係長等)、  
④一般職(主任、一般社員等)、⑤その他(非常勤社員、派遣社員等))

**設問 3-2: あなたが現在、主とする就労先以外での以下の状況を教えてください。回答形式:5 択(未記入可)**

- a) 給与・福利厚生 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- b) 労働時間 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- c) 職場の雰囲気・人間関係 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- d) 職業の安定性 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- e) 仕事の内容・やりがい (不満← 1・2・3・4・5 →満足)

(別紙) 調査内容

- f) 仕事上での裁量権 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- g) 入職時の教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- h) 昇進後の教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)
- i) 職能を高める教育体制 (不満← 1・2・3・4・5 →満足)

**設問 3-3: あなたの国家資格は現在の職務内容に活かされていますか。回答形式:5 択**

- a) 十分に活用されている
- b) ある程度活用されている
- c) どちらとも言えない
- c) あまり活用されていない
- d) まったく活用されていない

**設問 3-4: 現在の職務内容は、あなたの職能としての経歴・経験になりますか。回答形式:5 択**

- a) 非常になる
- b) ある程度なる
- c) どちらとも言えない
- c) あまりならない
- d) まったくならない

**設問 3-5: 現在の職務内容は、今後も転職せずに働き続けようと思えますか。回答形式:5 択**

- a) 十分に思う
- b) ある程度思う
- c) どちらとも言えない
- d) あまり思わない
- e) まったく思わない

以上

別紙2【作業療法士】 ※総務省（日本標準作業分類 令和5年7月告示より抜粋，一部追加）

大分類	中分類	小分類	細分類（選択肢）※4桁の番号を記載	
P 医療、福祉	8 3 医療業	830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）	8300 主として管理事務を行う本社等 8309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		831 病院	8311 一般病院 8312 精神科病院	
		832 一般診療所	8321 有床診療所 8322 無床診療所	
		834 助産・看護業	8341 助産所 8342 看護業	
		835 施術業	8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 8352 療術業	
		836 医療に附帯するサービス業	8369 その他の医療に附帯するサービス業	
		8 4 保健衛生	840 管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）	8400 主として管理事務を行う本社等 8409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	841 保健所		8411 保健所	
	842 健康相談施設		8422 精神保健相談施設 8423 母子健康相談施設 8429 その他の健康相談施設	
	849 その他の保健衛生		8491 検疫所（動物検疫所、植物検疫所を除く） 8492 検査業 8499 他に分類されない保健衛生	
	8 5 社会保険・社会福祉・介護事業		850 管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）	8500 主として管理事務を行う本社等 8509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			851 社会保険事業団体	8511 社会保険事業団体
			852 福祉事務所	8521 福祉事務所
		853 児童福祉事業	8531 保育所 8539 その他の児童福祉事業	
		854 老人福祉・介護事業	8541 特別養護老人ホーム	
			8542 介護老人保健施設	
			8543 介護医療院	
			8544 通所・短期入所介護事業	
			8545 訪問介護事業	
			8546 認知症老人グループホーム 8547 有料老人ホーム 8549 その他の老人福祉・介護事業	
		855 障害者福祉事業	8551 居住支援事業 8559 その他の障害者福祉事業	
		859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	8591 更生保護事業 8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	
		03障害関連施設*	01児童福祉法関連施設	0101 児童発達支援
	0102 医療型児童発達支援			
	0103 放課後等デイサービス			
	0104 保育所等訪問支援			
	0105 助産施設			
	0106 乳児院			
	0107 母子生活支援施設			
	0108 保育所			
	0109 幼保連携型認定こども園			
	0110 児童厚生施設（児童遊園、児童館等）			
	0111 児童養護施設			
	0112 障害児入所施設			
	0113 児童発達支援センター			
	0114 情緒障害児短期治療施設			
	0115 児童自立支援施設			
	0116 児童家庭支援センター			
	0117 自立援助ホーム			
	0118 学童保育（放課後クラブ）			
	02障害者総合支援法関連施設		0201 障害福祉サービス事業所	
			0202 障害者支援施設	
			0203 相談支援事業所	
			0204 基幹相談支援センター	
			0205 地域活動支援センター	
			0206 福祉ホーム	
	03身体障害者福祉法関連施設		0301 身体障害者福祉センター	
	04精神保健福祉法関連施設		0401 精神障害者社会復帰促進センター	
	05障害者虐待防止法関連施設		0501 市町村障害者虐待防止センター	
	06発達障害者支援法関連施設		0601 発達障害者支援センター	
	07障害者雇用促進法関連施設		0701 障害者就業・生活支援センター 0702 障害者職業センター	
	08厚生労働省設置法法律関連施設		0801 ハローワーク	
	10その他		1001その他	

大分類	中分類	小分類	細分類（選択肢）※4桁の番号を記載		
O 教育、学習支援業	8 1 学校教育	811 幼稚園	8111 幼稚園		
		812 小学校	8121 小学校		
		813 中学校、義務教育学校	8131 中学校 8132 義務教育学校		
		814 高等学校、中等教育学校	8141 高等学校 8142 中等教育学校		
		815 特別支援学校	8151 特別支援学校		
		816 高等教育機関	8161 大学 8162 短期大学 8163 高等専門学校		
		817 専修学校、各種学校	8171 専修学校 8172 各種学校		
		818 学校教育支援機関	8181 高等教育機関の支援機関		
		819 幼保連携型認定こども園	8191 幼保連携型認定こども園		
		8 2 その他の教育、学習支援業	822 職業・教育支援施設	8221 職員教育施設・支援業 8222 職業訓練施設 8229 その他の職業・教育支援施設	
	823 学習塾		8231 学習塾		
	824 教養・技能教授業		8245 外国語会話教授業 8246 スポーツ・健康教授業 8249 その他の教養・技能教授業		
			829 他に分類されない教育、学習支援業	8299 他に分類されない教育、学習支援業	
	E 製造業		2 7 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	2734 精密測定器製造業
					2735 分析機器製造業
		2736 試験機製造業			
		2737 測量機械器具製造業			
		2738 理化学機械器具製造業			
2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業					
274 医療用機械器具・医療用品製造業		2741 医療用機械器具製造業 2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）			
3 2 その他の製造業	329 他に分類されない製造業	3299 他に分類されないその他の製造業			
G 情報通信業	4 0 インターネット附随サービス業	400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）	4000 主として管理事務を行う本社等		
			4009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
			4011 ポータルサイト・サーバ運営業		
	4 01 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業	4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ		
			4013 インターネット利用サポート業		
			4111 映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）		
	4 1 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業	4112 テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）		
			4113 アニメーション制作業		
			4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業		
			413 新聞業		
			414 出版業		
			415 広告制作業		
	4 16 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業	416 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業	4161 ニュース供給業		
4169 その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業					
I 卸売業、小売業			5 1 繊維・衣服等卸売業	513 身の回り品卸売業	5131 寝具類卸売業
					5132 靴・履物卸売業
	5133 かばん・袋物卸売業				
	5139 その他の身の回り品卸売業				
	5 5 その他の卸売業	552 医薬品・化粧品等卸売業	5522 医療用品卸売業		
559 他に分類されない卸売業			5593 スポーツ用品卸売業 5594 娯楽用品・がん具卸売業 5597 書籍・雑誌卸売業 5599 他に分類されないその他の卸売業		
J 金融業、保険業	6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	670 管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）	6700 主として管理事務を行う本社等		
			6709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
		671 生命保険業	6711 生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）		
			6712 郵便保険業		
			6713 生命保険再保険業		
		672 損害保険業	6719 その他の生命保険業		
			6721 損害保険業（損害保険再保険業を除く）		
675 保険サービス業	6722 損害保険再保険業				
	6729 その他の損害保険業				
K 不動産業、物品賃貸業	7 0 物品賃貸業	700 管理、補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）	6759 その他の保険サービス業		
			7000 主として管理事務を行う本社等		
		701 各種物品賃貸業	7009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
			7011 総合リース業		
			7019 その他の各種物品賃貸業		
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	7051 スポーツ・娯楽用品賃貸業				
709 その他の物品賃貸業	7099 他に分類されない物品賃貸業				

大分類	中分類	小分類	細分類（選択肢）※4桁の番号を記載
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	710 管理、補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）	7101 管理、補助的経済活動を行う事業所
		711 自然科学研究所	7111 理学研究所
			7112 工学研究所
			7113 農学研究所
	7114 医学・薬学研究所		
	712 人文・社会科学研究所	7121 人文・社会科学研究所	
	728 経営コンサルタント業、純粋持株会社	7281 経営コンサルタント業	
7282 純粋持株会社			
73 広告業	731 広告業	7311 広告業	
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	741 獣医業	7411 獣医業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	783 美容業	7831 美容業
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7893 リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	7911 旅行業（旅行業者代理業を除く）
			7912 旅行業者代理業
	80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業	8041 スポーツ施設提供業（別掲を除く）
			8048 フィットネスクラブ
		809 その他の娯楽業	8096 娯楽に付随するサービス業
8099 他に分類されない娯楽業			
R サービス業（他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業	910 管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）	9100 主として管理事務を行う本社等
			9109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		911 職業紹介業	9111 職業紹介業
	912 労働者派遣業	9121 労働者派遣業	
	93 政治・経済・文化団体	931 経済団体	9311 実業団体
			9312 同業団体
		932 労働団体	9321 労働団体
		933 学術・文化団体	9331 学術団体
			9332 文化団体
		934 政治団体	9341 政治団体
939 他に分類されない非営利的団体	9399 他に分類されない非営利的団体		
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務	971 立法機関	9711 立法機関
		972 司法機関	9721 司法機関
		973 行政機関	9731 行政機関
	98 地方公務	981 都道府県の機関	9811 都道府県の機関
		982 市町村の機関	9821 市町村の機関
			9821 市町村の機関
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	999 分類不能の産業	9999 分類不能の産業

障害福祉領域における作業療法(士)の実態調査  
結果報告

2023年4月

一般社団法人日本作業療法士協会制度対策部

障害保健福祉対策委員会

## はじめに

制度対策部 障害保健福祉対策委員会では、障害保健福祉領域における作業療法の実態や作業療法士の役割等を明らかにするために各種調査を実施しており、当該領域全体に関する前回の実態調査は、障害者自立支援法施行後の2008年度に実施したところである。今回、障害者総合支援法及び児童福祉法下における現在の課題や役割を明らかにし、今後の制度改正や報酬改定にかかる要望活動に活用することを目的として、およそ14年ぶりに当該領域全体に関する実態調査を実施したので結果について報告する。

## 調査概要

調査方法: アンケート調査 調査依頼書を郵送し、Webによる回答

回答期間: 2022年7月15日～7月31日

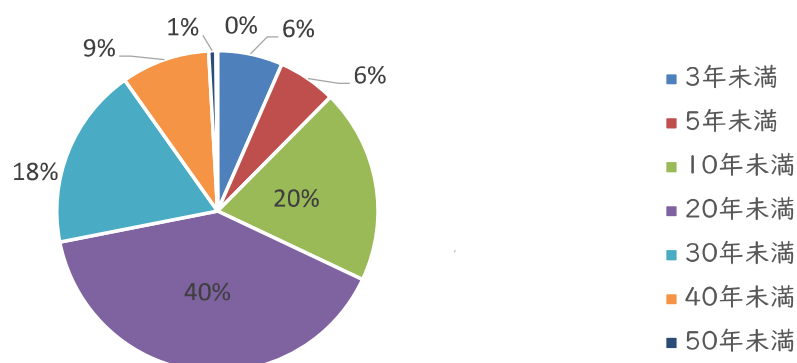
調査対象: 協会の施設管理システムで「障害者総合支援法関連施設」「児童福祉法関連施設」に登録されている正会員1,760名

回答者数: 684名(回答率38.9%)

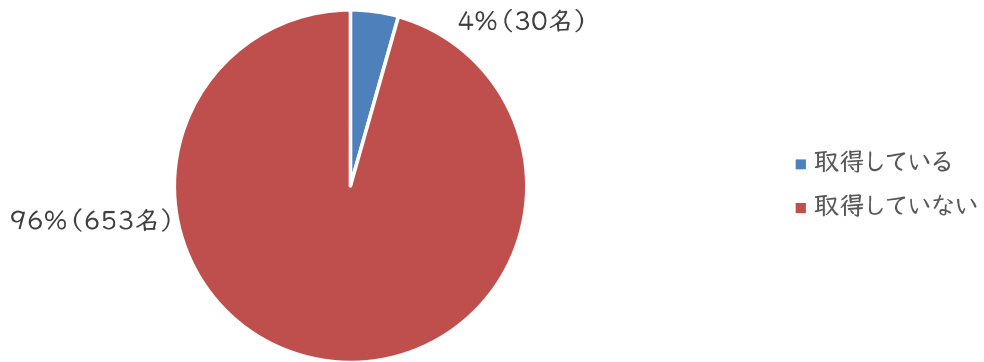
# 本調査結果

## 1. 回答者の基本事項

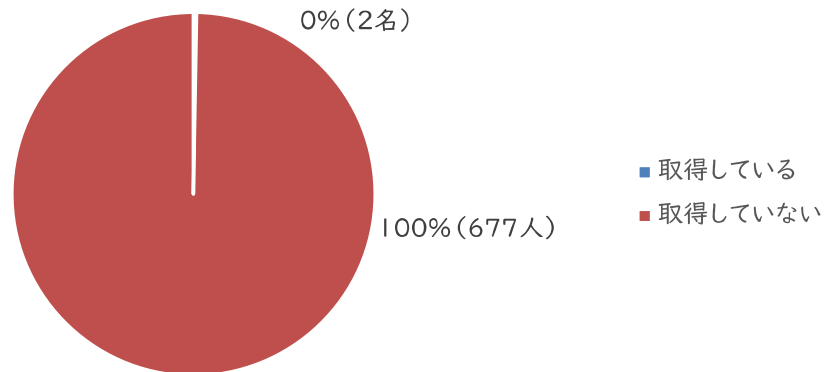
(1) 作業療法士としての実務経験年数/平均14.9年、最大55年(n=684)



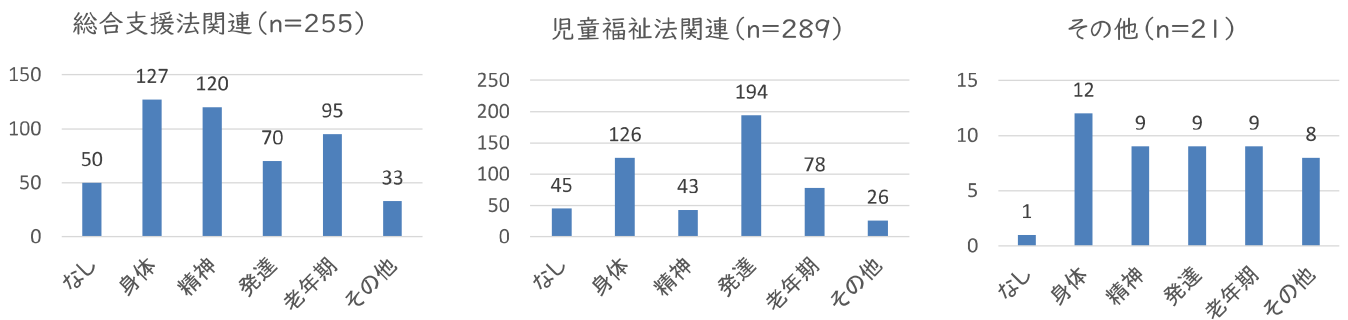
(2) 認定作業療法士の取得 (n=683名)



(3) 専門作業療法士の取得 (n=679名)



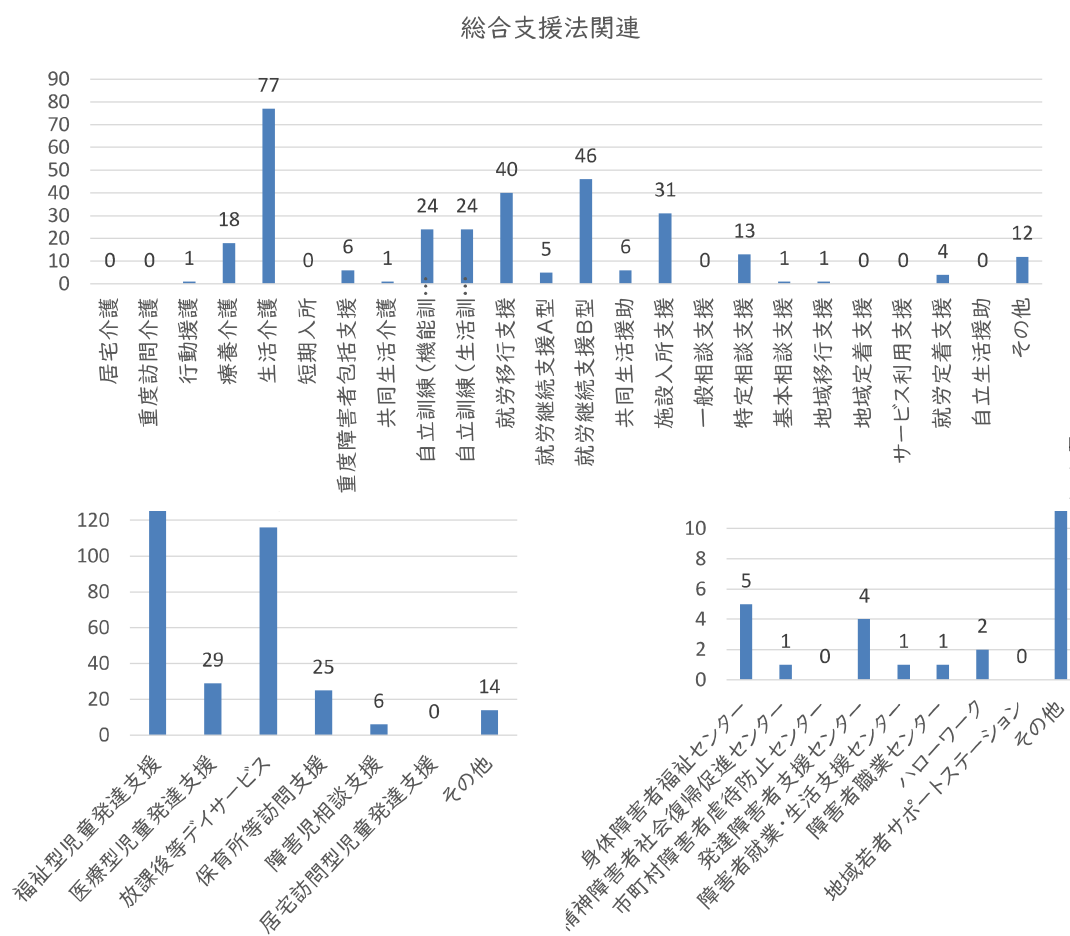
(4) 現在の施設以前の勤務経験 ※複数回答可



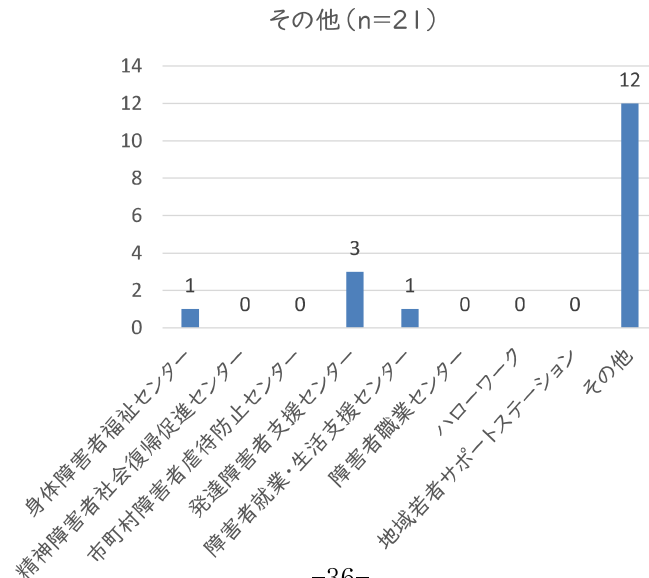
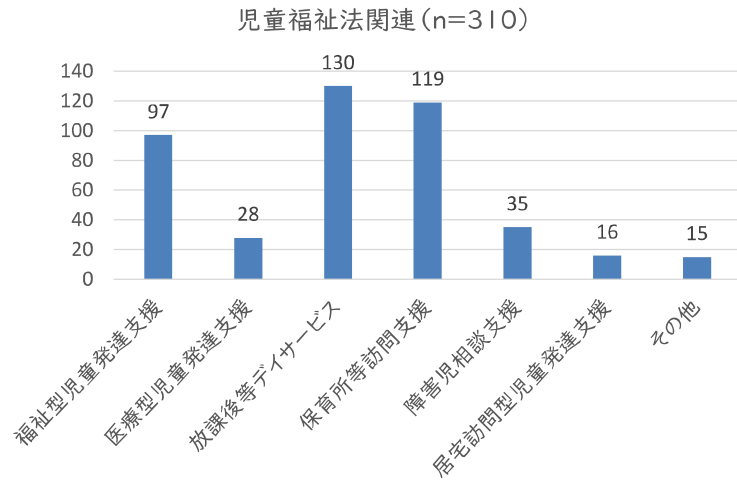
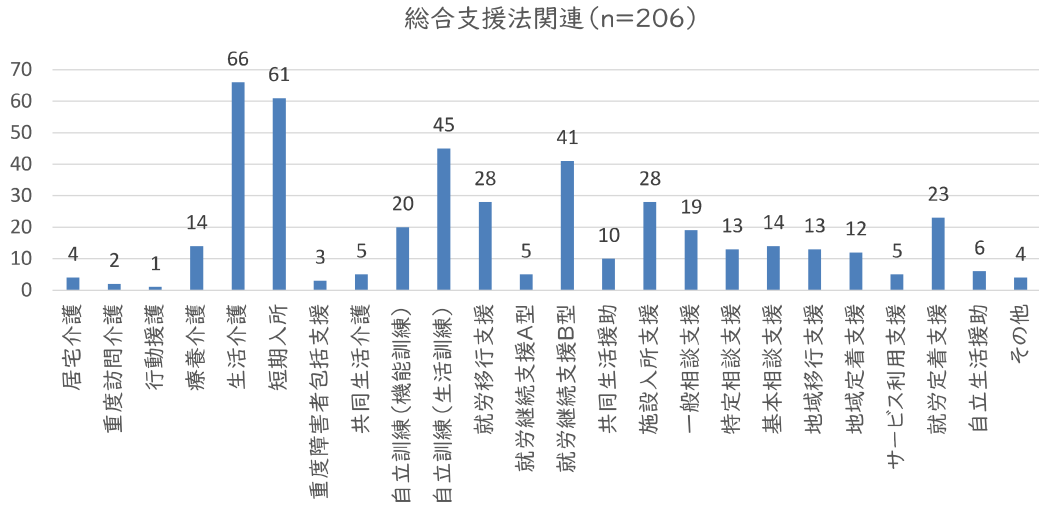
(5) 現在の施設での勤務年数 (n=684)

	平均	中央	最小	最大
全体	5.8	4	0	37

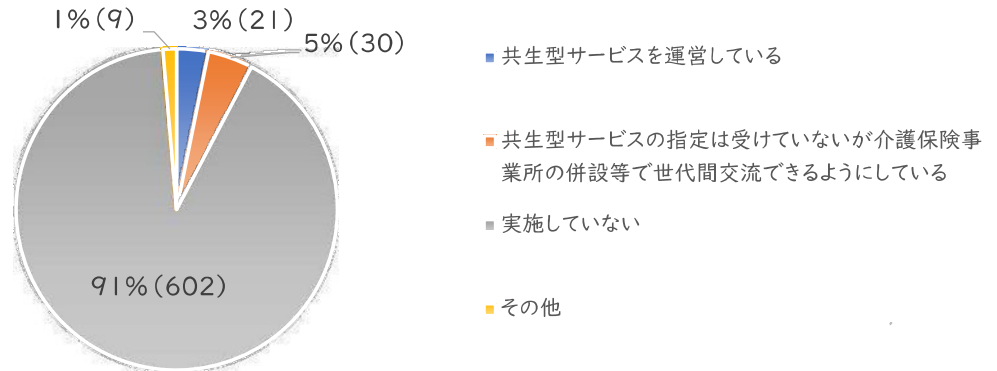
(6) 主に関わっている障害福祉サービス・関連施設 (n=310)



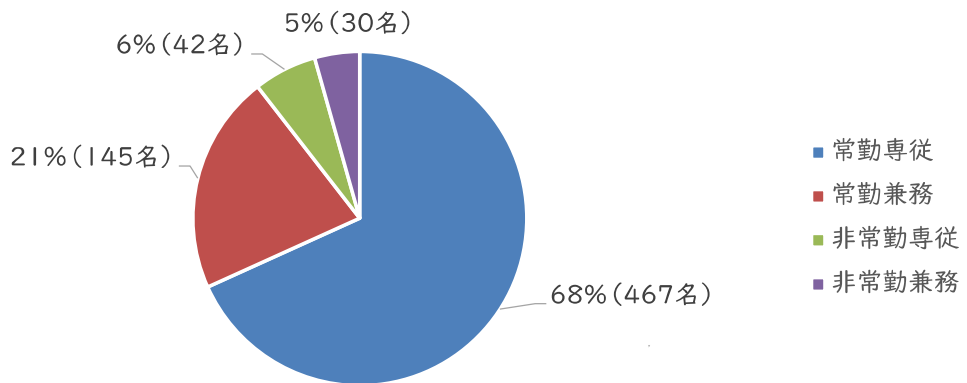
(7) (6)で回答した主たる所属以外に従事する事業・関連施設(複数回答可)



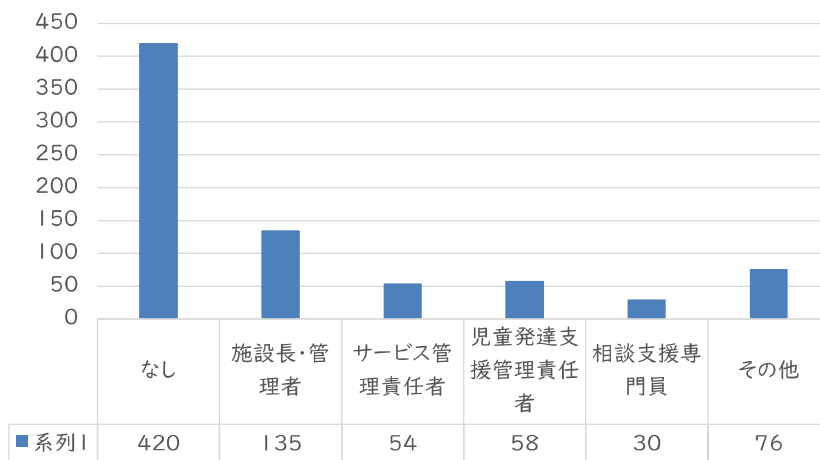
(8) 共生型サービス実施の有無 (n=662)



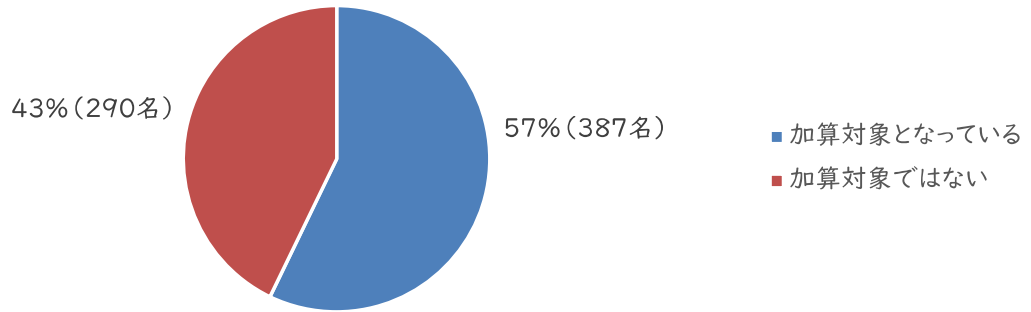
(9) 勤務形態 (n=684)



(10) 役職 ※複数回答可 (n=679)

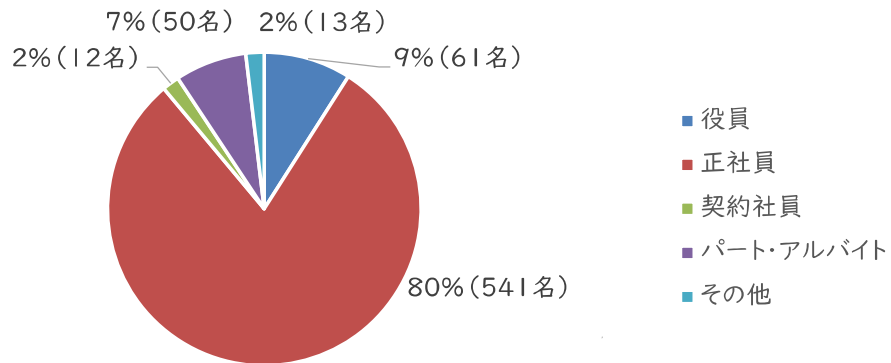


(11) 職種として加算対象となっているか (n=677)

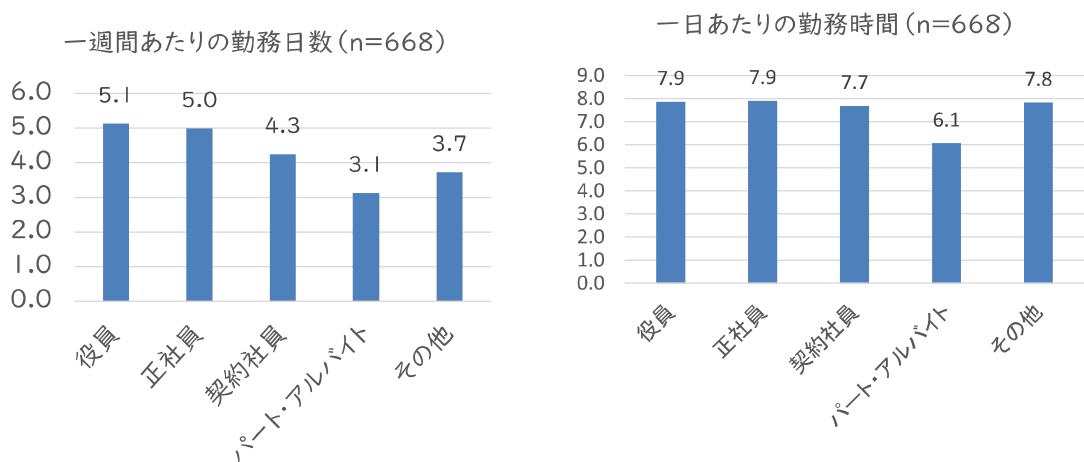


## 2. 勤務状況

(1) 雇用形態 (n=677)

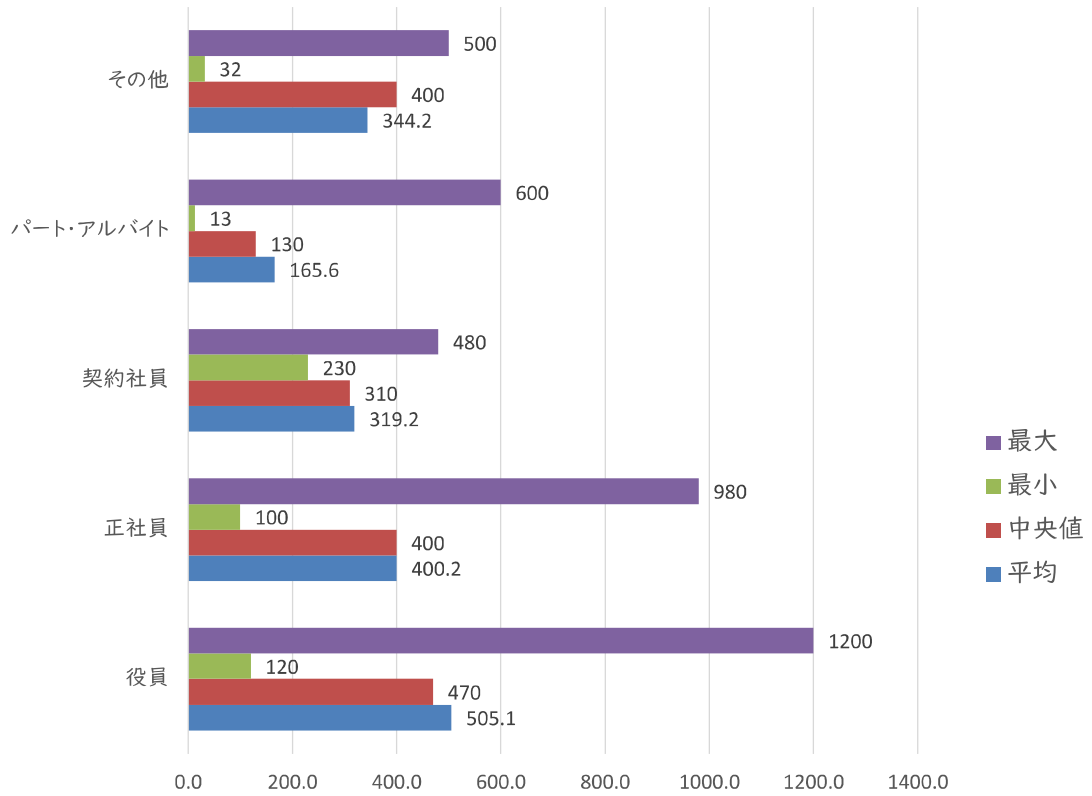


(2) 勤務時間 (n=671)



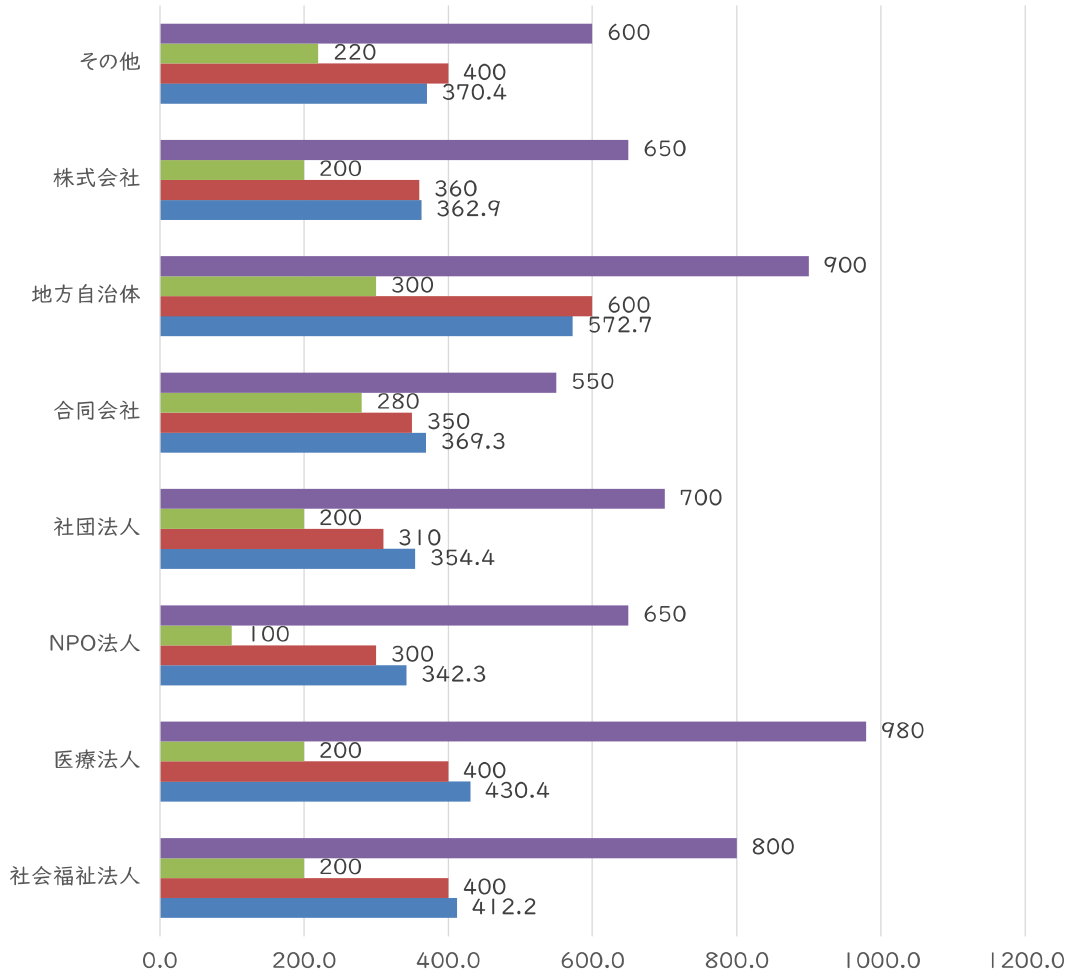
(3) 年収

年収：雇用形態別 (n=640)



	役員	正社員	契約社員	パート・アルバイト	その他
■最大	1200	980	480	600	500
■最小	120	100	230	13	32
■中央値	470	400	310	130	400
■平均	505.1	400.2	319.2	165.6	344.2

年収:正社員のみ設主体別 (n=490)

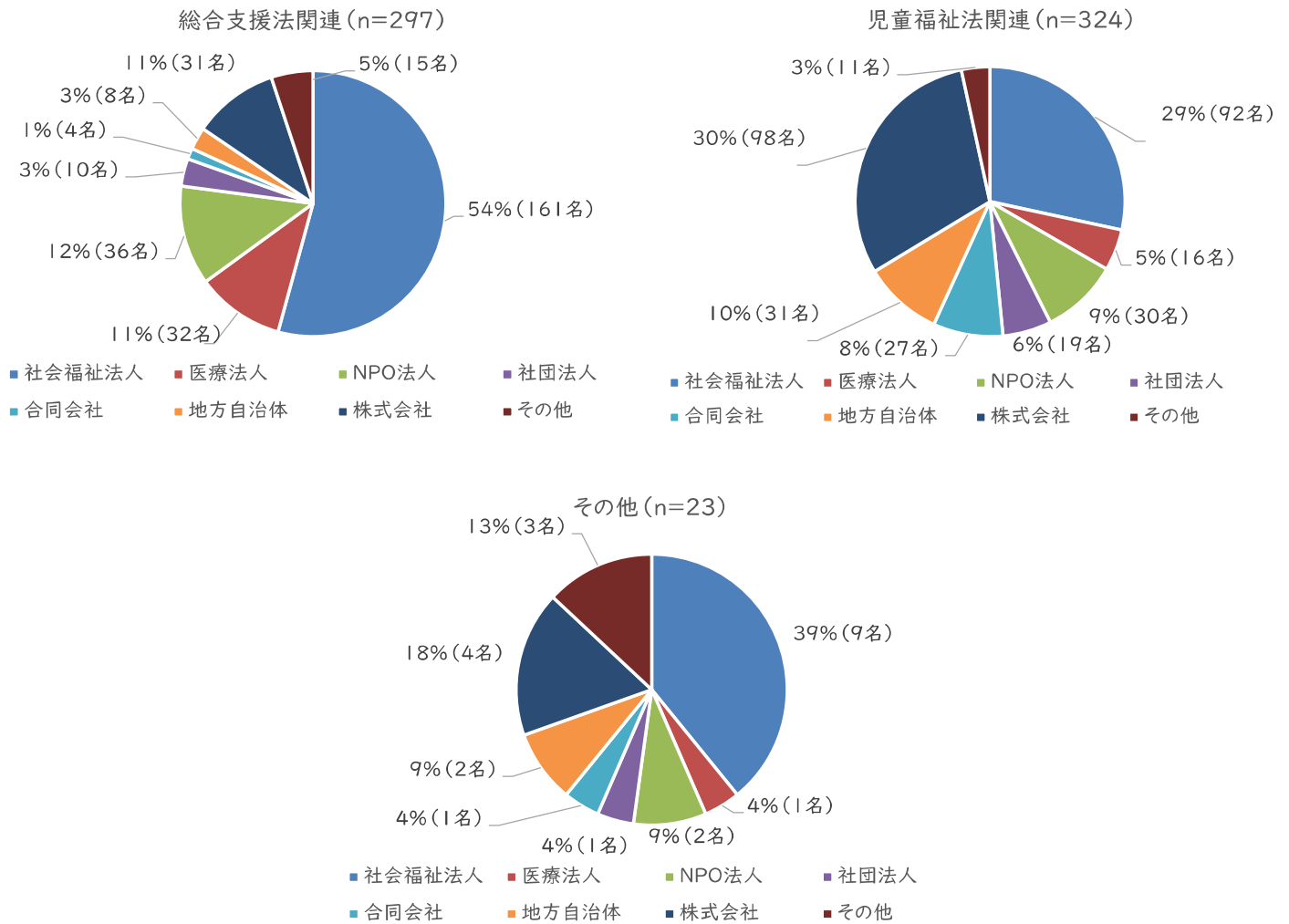


	社会福祉法人	医療法人	NPO法人	社団法人	合同会社	地方自治体	株式会社	その他
■最大	800	980	650	700	550	900	650	600
■最小	200	200	100	200	280	300	200	220
■中央値	400	400	300	310	350	600	360	400
■平均	412.2	430.4	342.3	354.4	369.3	572.7	362.9	370.4

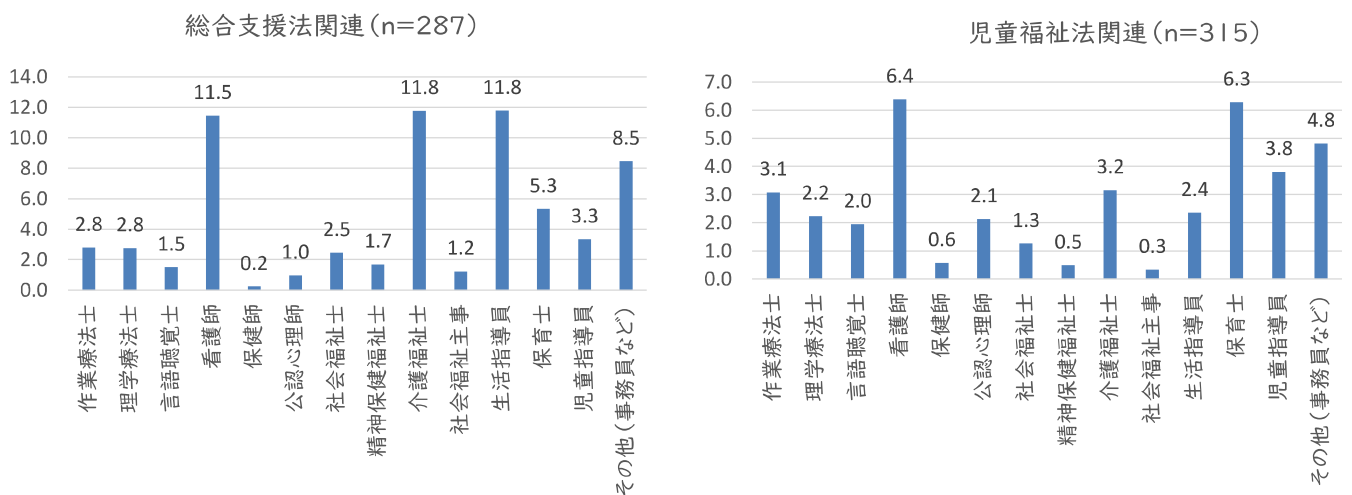
■最大 ■最小 ■中央値 ■平均

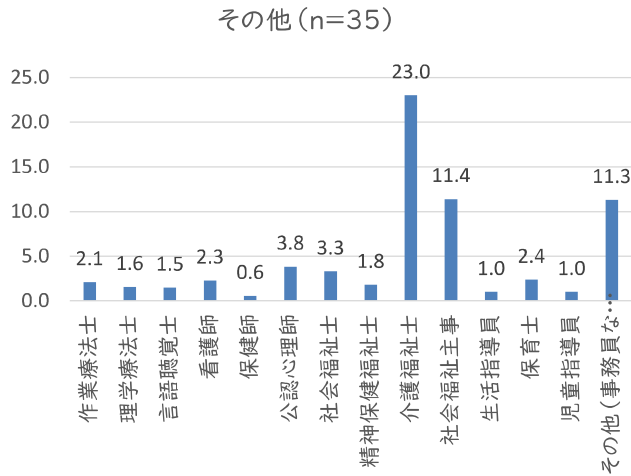
### 3. 施設の特性

#### (1) 法人種別

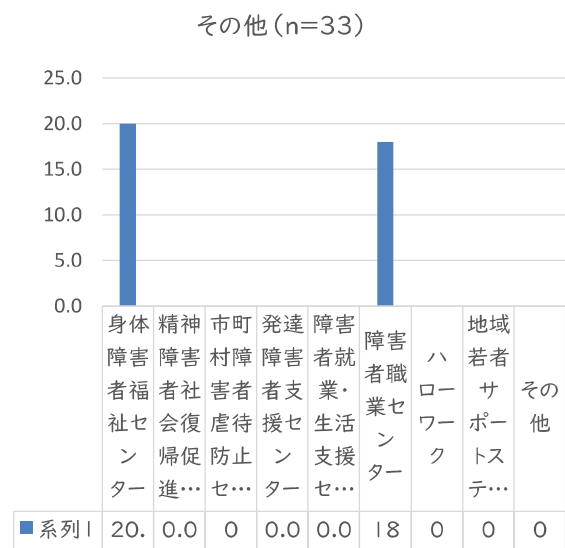
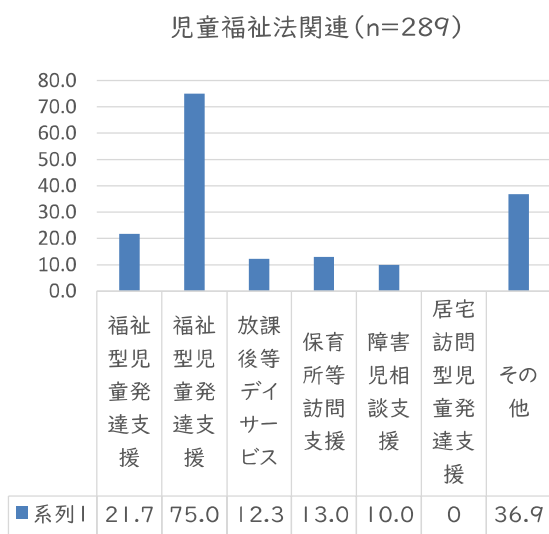


#### (2) 主たる所属の事業所の職員数と職員構成 (n=637)



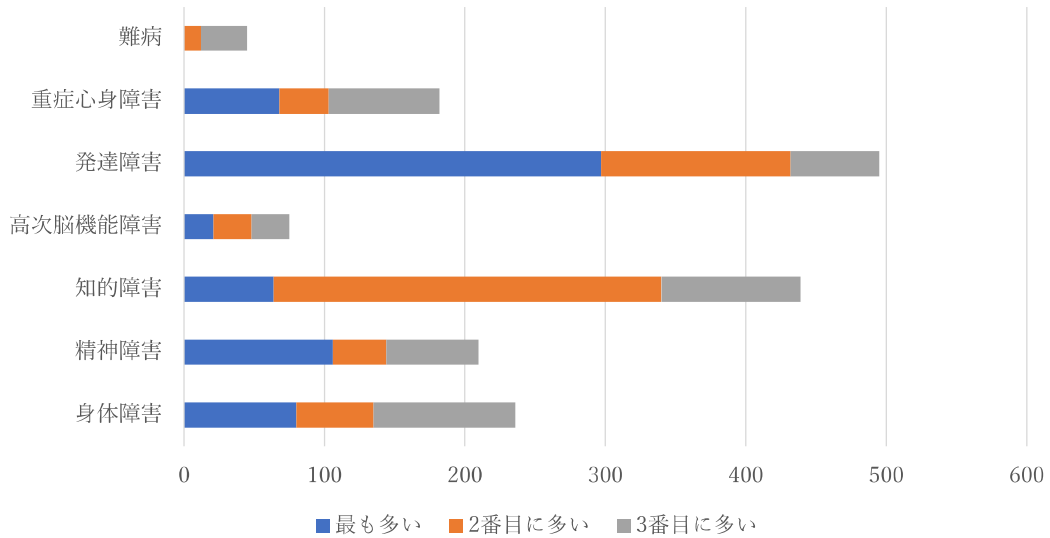


(3) 主たる所属の事業所の定員数 (n=596)



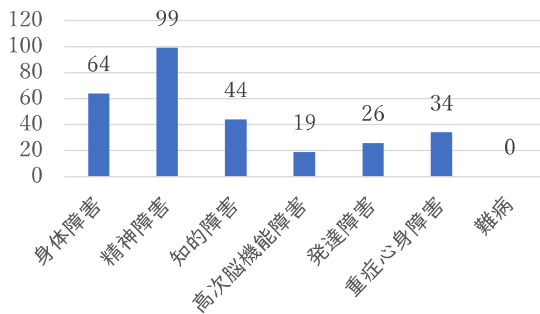
(4) 主たる利用対象 (n=636)

○全施設(上位3つ)

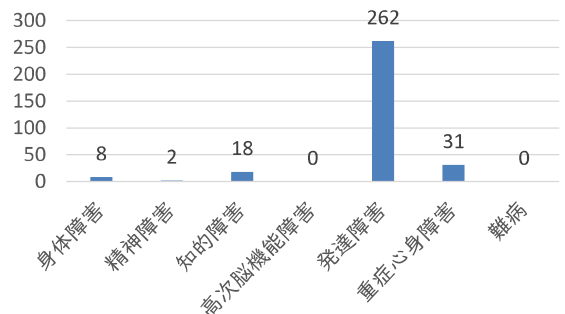


○支援制度別(最も多い)

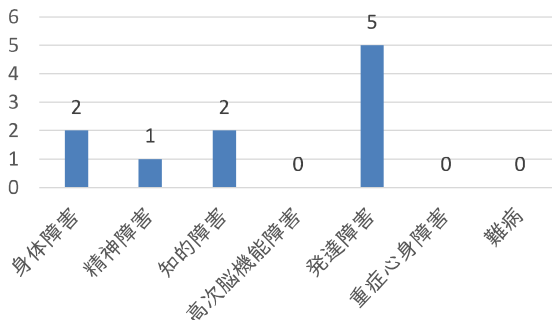
総合支援法関連(n=282)



児童福祉法関連(n=318)

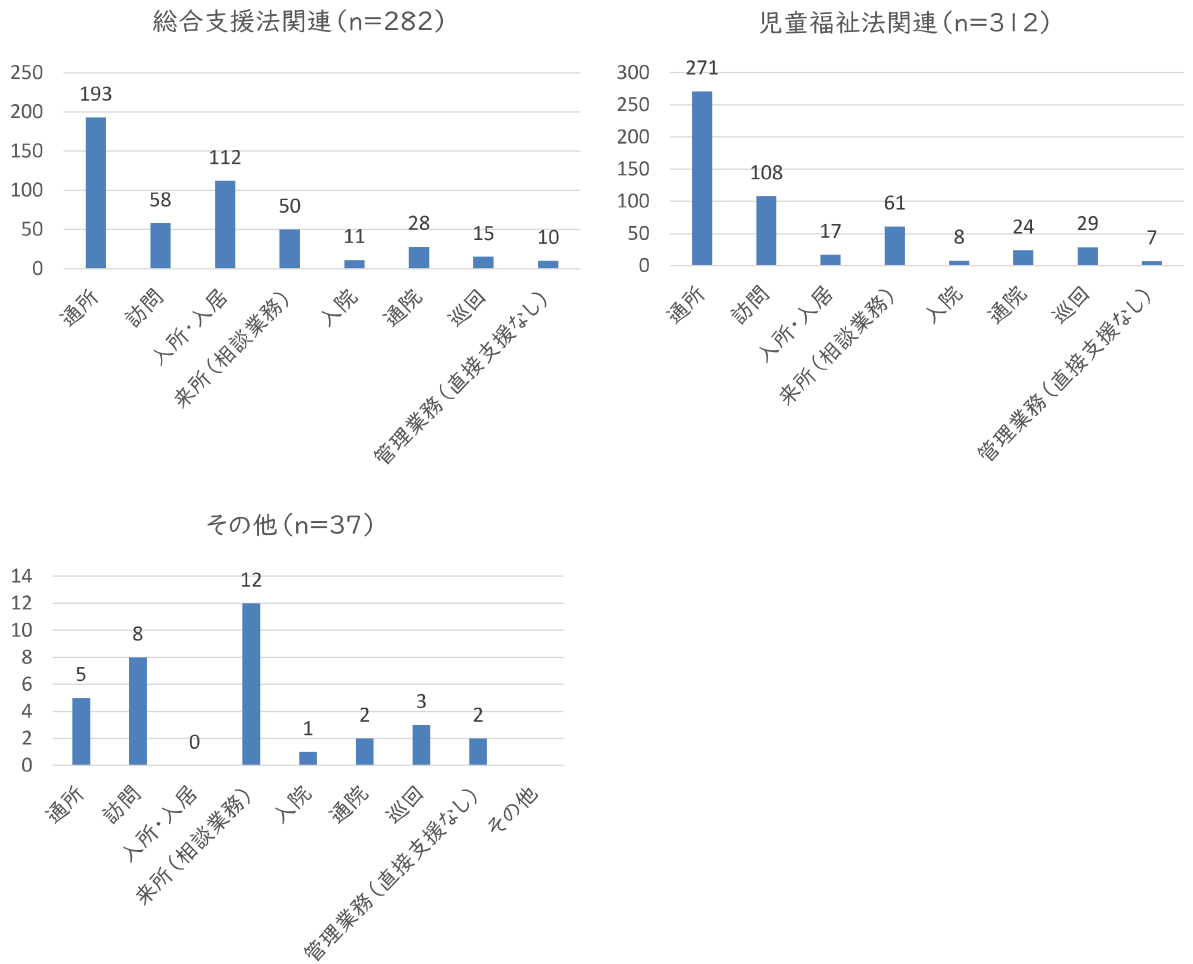


その他(n=36)

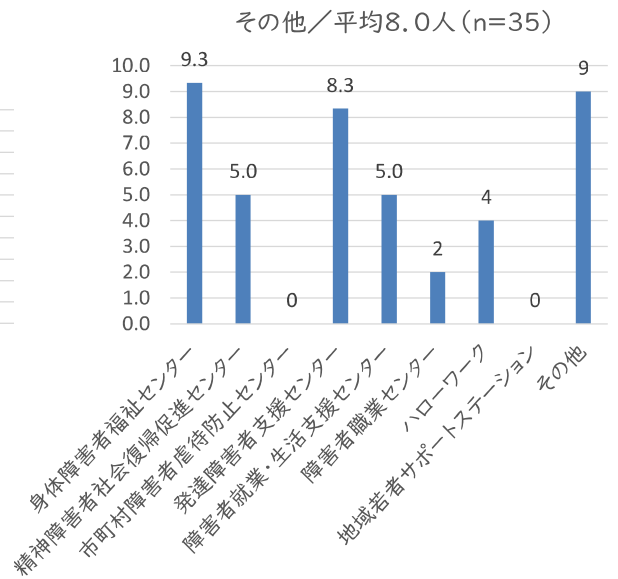
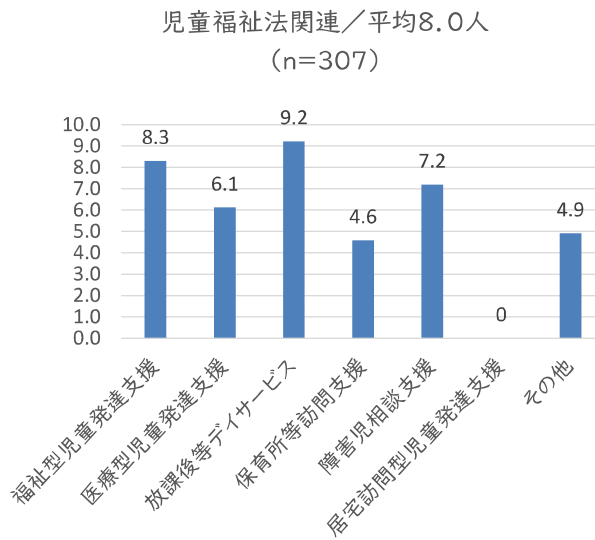
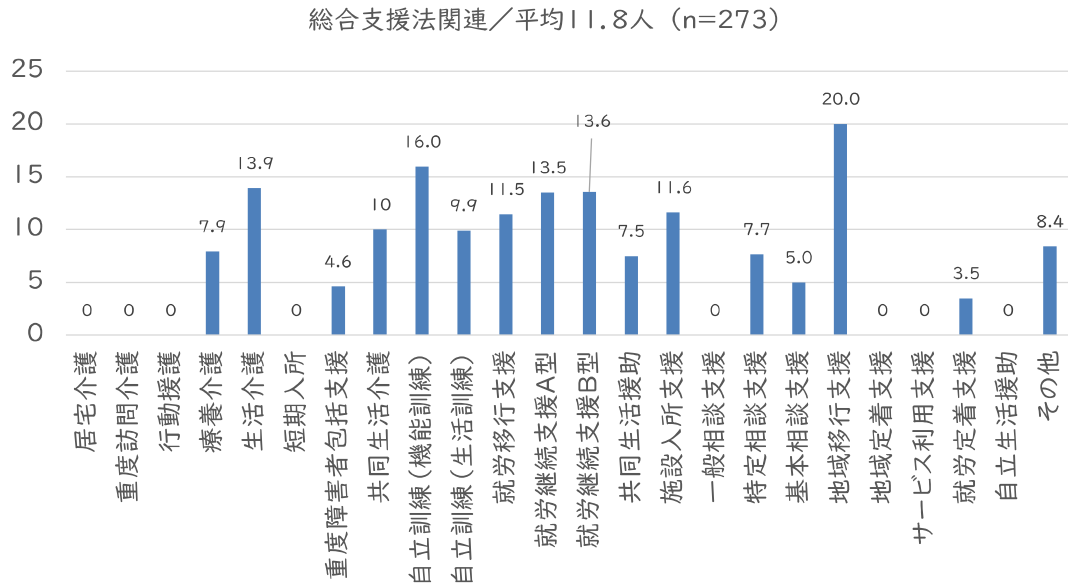


## 4. 作業療法士の関与内容

(1) 作業療法士が関与する場面の実施形態 ※複数回答可 (n=631)

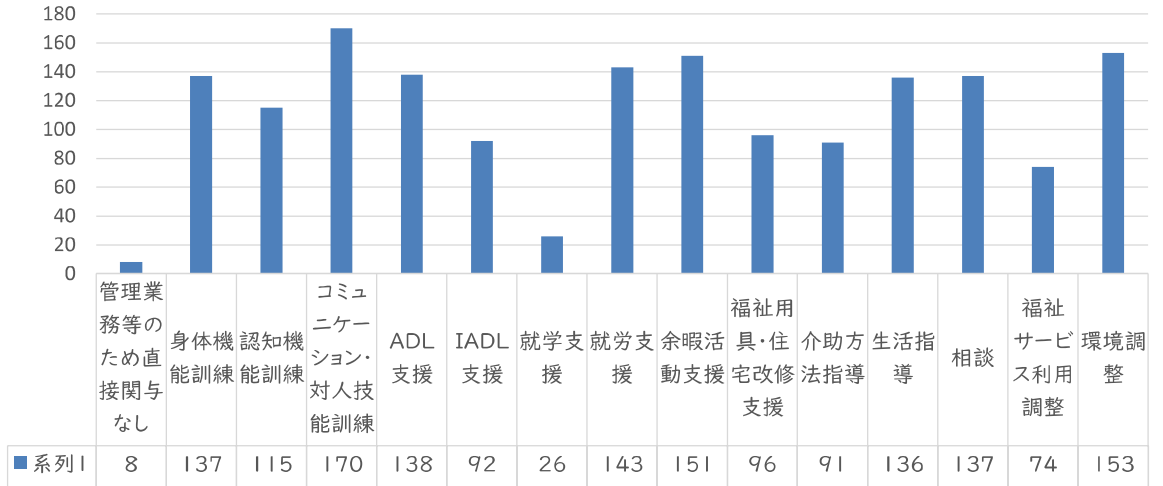


(2) 直接・間接など関わり方に関わらず、一日に平均して介入する対象者数(n=615)

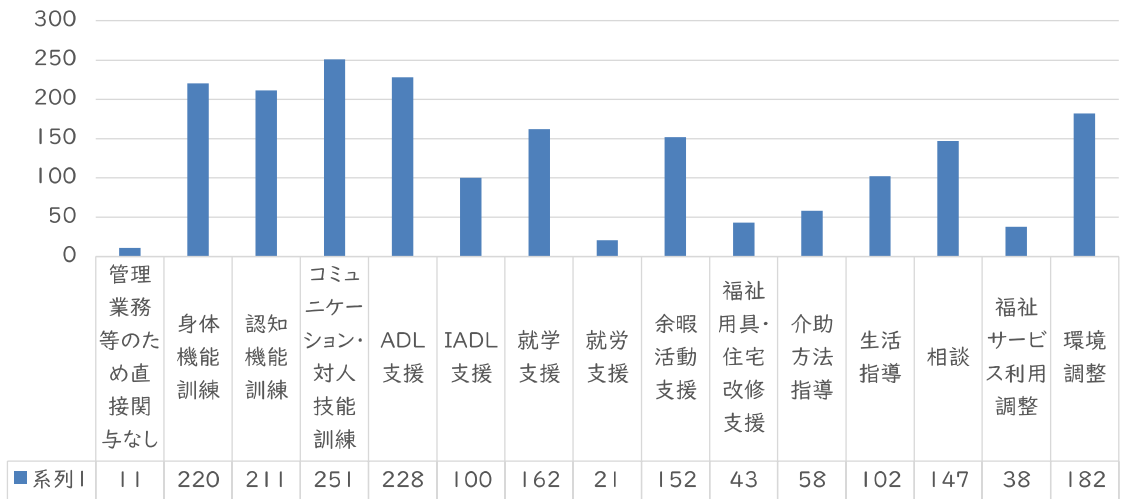


(3) 作業療法士が行う主たる支援の種類※複数回答可 (n=633)

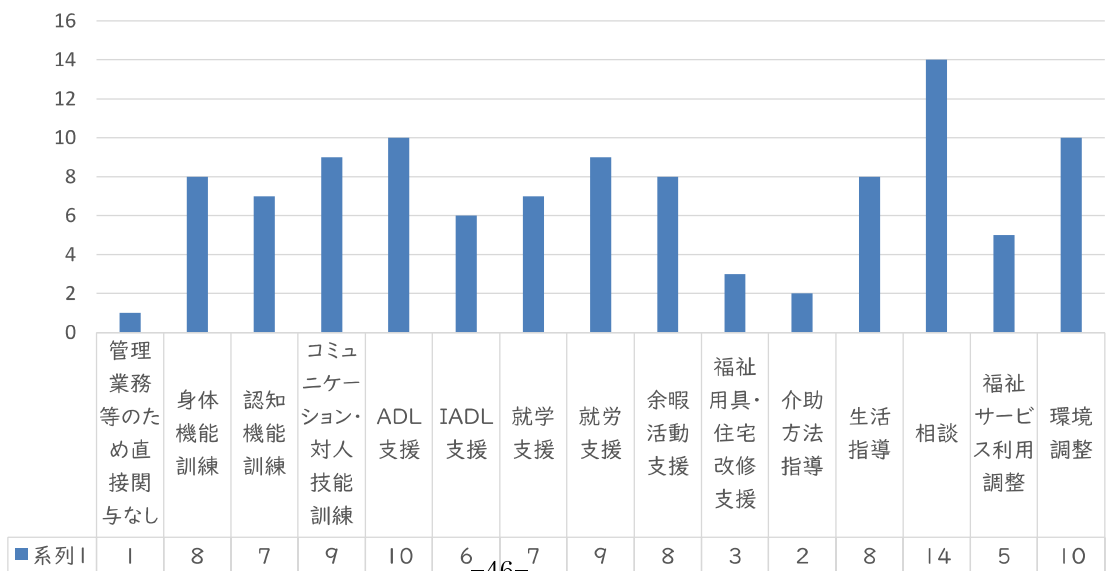
総合支援法関連 (n=282)



児童福祉法関連 (n=314)



その他 (n=37)



## (4) 評価している項目※複数回答可 (n=624)

	評価項目	総合支援法関連 (n=279)	児童福祉法関連 (n=309)	その他 (n=36)
一般項目	生活・生育歴	244	268	19
	現病・治療歴	236	219	18
	職業・学歴	199	107	15
	趣味・興味	240	233	16
	生活時間	218	197	16
	役割	195	100	17
基本的能力	協調性	172	236	15
	筋力・筋持久力・筋緊張	148	212	10
	姿勢・肢位	166	268	11
	関節可動域	139	141	9
	反射・反応	88	160	7
	感覚・知覚	132	272	14
	精神・認知・心理	207	244	20
	心肺機能	53	54	4
応用的能力	摂食・嚥下機能	95	132	3
	起居移動	121	110	4
	上肢動作	144	214	10
	身辺処理	152	240	10
	知的精神的活動	161	214	16
	福祉用具などの代償手段の適用	137	119	10
	コミュニケーション能力	224	271	20
社会適応能力	生活リズム	216	195	17
	個人生活適応(家事・健康管理・交通機関の利用・車の運転など)	165	64	12
	社会生活適応(対人関係・集団内人間関係・役割行動など)	215	215	17
	教育的・職業適応(就学・就労に向けて)	157	199	17
環境資源	余暇活動面	201	175	15
	家族構成・関係	176	213	19
	その他の人的環境・公的支援	152	160	18
	生活環境	188	177	13
	住居	104	73	10
	学校・職場環境	119	202	15

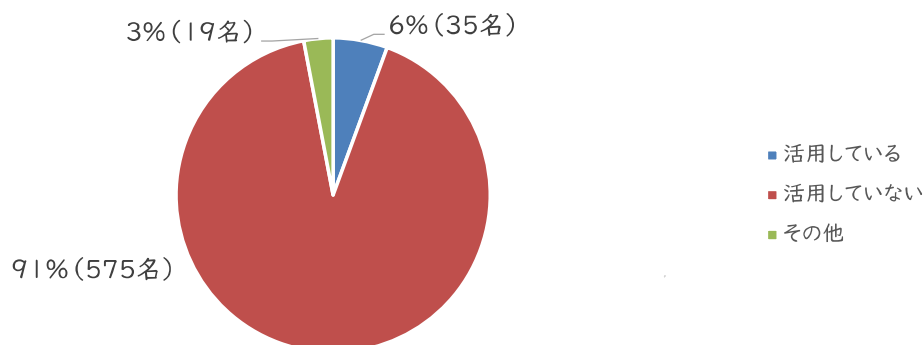
(5) 利用者の治療・支援・指導等の主な実施内容※複数回答可(n=626)

障害者総合支援法関連 n=280 児童福祉法関連 n=310 その他 n=36

	実施内容	総合支援法関連	児童福祉法関連	その他		実施内容	総合支援法関連	児童福祉法関連	その他	
基本的動作訓練	徒手的訓練	117	112	4	園芸	園芸	45	30	1	
	器具を用いた訓練	83	81	5		身体運動活動	感覚・運動遊び(ブランコ、滑り台、トランポリン、セラプースト)	45	265	5
	各種運動療法	77	84	4	ゲートボール		2	1	0	
	その他の基本訓練	86	90	5	風船バレー	38	129	5		
日常生活活動	食事	126	192	5	仕事・学習活動	ダンス	12	51	2	
	更衣	81	198	6		体操	95	117	6	
	排泄	86	172	3		その他軽スポーツ	65	102	7	
	入浴	74	41	2		印刷・製本	8	3	0	
	整容・衛生	99	108	5		簡易作業	64	24	2	
	起居	83	66	3		パソコン(ワープロ・文章・作成ソフト)	97	28	2	
	移動・移乗	118	118	5		パソコン(ワープロ・文章・作成ソフト以外)	72	33	3	
	物品・道具・遊具の操作	118	206	6		製図・トレース	3	5	0	
	家事	67	32	4		レタリング	0	3	0	
	生活管理(安全、金銭、健康など)	120	74	7		書字	62	168	9	
手工芸	革細工	21	2	1	生活圏拡大活動	学習プリント・学習課題等	83	198	7	
	木工	24	13	2		その他の学習・仕事活動	89	107	8	
	陶芸	4	6	0		公共機関利用	76	30	3	
	粘土細工	11	53	1		一般交通手段の利用	55	14	4	
	籐細工	4	0	0		各種社会資源利用	77	16	6	
	紙細工	40	47	2		外出・散歩	115	99	5	
	ビーズ細工	34	48	1		生活技能訓練	82	59	6	
	モザイク	1	3	0		ミーティング	68	26	3	
	七宝焼	0	0	0		自動車運転の支援	16	0	0	
	デコパージュ	3	4	0		用具の提供・適合	自助具	71	66	3
	版画	0	2	0			スプリント	23	9	0
	ジグソー	26	51	1			義肢	13	0	1
	編み物	35	16	2			装具	50	28	2

	織物	13	3	0		いす	39	77	1	
	組みひも	14	9	1		移動関連用具(車いすを含む)	80	41	3	
	マクラメ	9	5	0		遊具	18	121	3	
	刺繍	15	5	1		ベッド関連用具	44	10	2	
	染色	9	13	2		排泄関連用具	39	12	2	
	縫い物	28	16	0		入浴関連用具	41	11	1	
	その他の手工芸	61	38	1		コミュニケーション関連用具	63	64	4	
	絵画	70	95	2		用具その他	23	10	0	
創作・芸術活動	音楽	68	101	3	相談・指導・調整	家屋改造(相談・指導・調整)	38	10	4	
	写真	21	19	0		家族関係の調整	70	50	7	
	書道	28	18	3		家族相談・指導	97	135	9	
	心理劇・ロールプレイ	17	31	0		就労相談・指導	131	8	9	
	演劇	4	2	0		就学相談・指導	27	121	5	
	文芸活動	14	4	0		社会資源の紹介	130	71	13	
	生け花	4	1	2		ケアプランの策定	32	15	1	
	茶道	3	2	0		他職種への情報提供	168	149	11	
	その他の創作・芸術活動	49	75	3		その他	休息	83	56	
	囲碁・将棋・オセロなど	52	73	1						
各種ゲーム	カードゲーム	59	148	4						
	その他のゲーム	43	118	4						

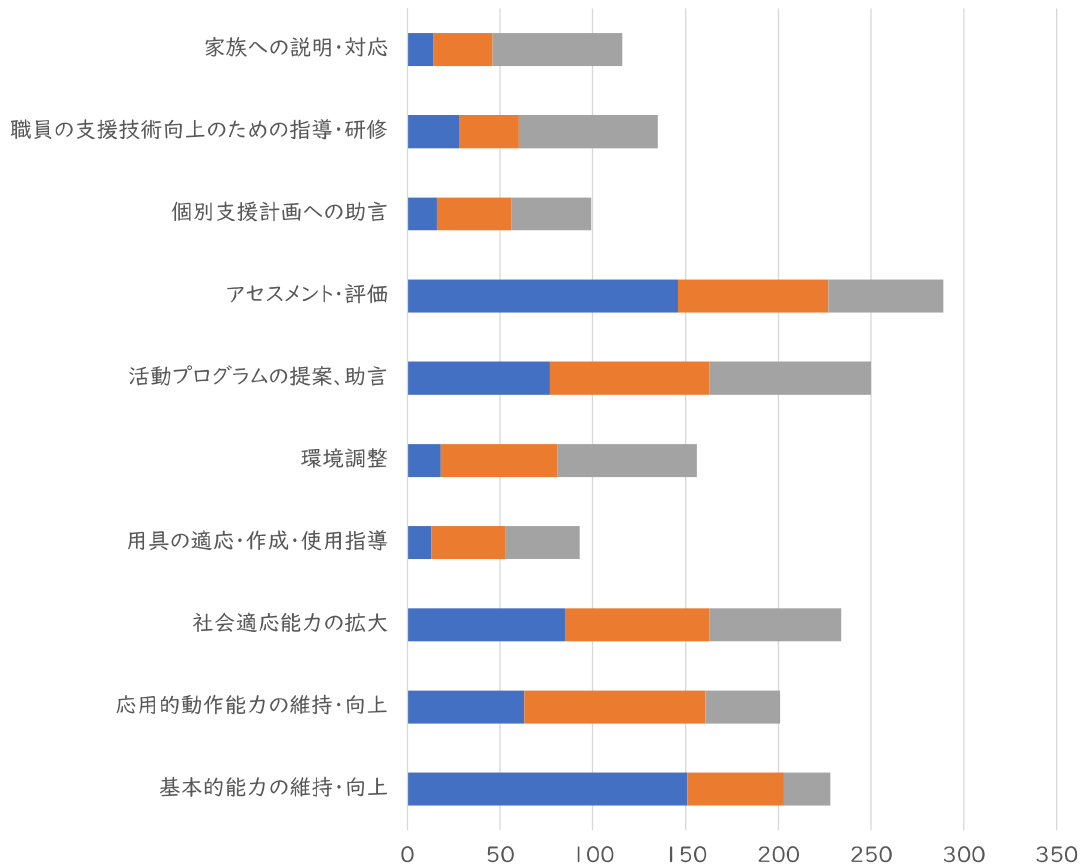
(6) MTDLP について(n=629)



## 5. 作業療法士の役割について

(1) 貴事業所での作業療法士は周囲からどのようなことを期待されていますか

○全施設 ※上位3つ (n=619)

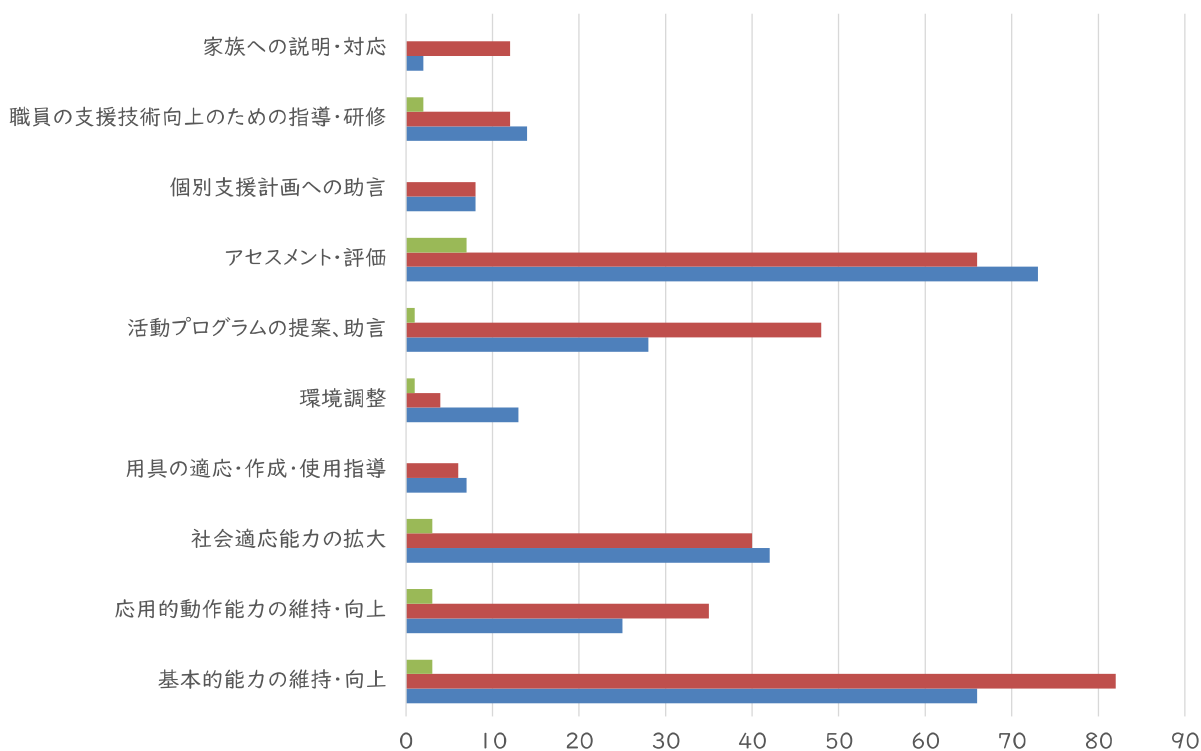


	基本的能力の維持・向上	応用的動作能力の維持・向上	社会適応能力の拡大	用具の適応・作成・使用指導	環境調整	活動プログラムの提案、助言	アセスメント・評価	個別支援計画への助言	職員の支援技術向上のための指導・研修	家族への説明・対応
■最も多い	151	63	85	13	18	77	146	16	28	14
■2番目に多い	52	98	78	40	63	86	81	40	32	32
■3番目に多い	25	40	71	40	75	87	62	43	75	70

■最も多い ■2番目に多い ■3番目に多い

○支援制度別 ※最も多い (n=669)

障害者総合支援法関連 n=275 児童福祉法関連 n=363 その他 n=31



	基本的能力の維持・向上	応用的動作能力の維持・向上	社会適応能力の拡大	用具の適応・作成・使用指導	環境調整	活動プログラムの提案、助言	アセスメント・評価	個別支援計画への助言	職員の支援技術向上のための指導・研修	家族への説明・対応
■その他	3	3	3	0	1	1	7	0	2	0
■児童福祉法関連	82	35	40	6	4	48	66	8	12	12
■総合支援法関連	66	25	42	7	13	28	73	8	14	2

■その他 ■児童福祉法関連 ■総合支援法関連

○その他

<障害者総合支援法関連>

- ・ 高次脳機能訓練、代替手段の提案、運転支援
- ・ 高次脳機能障害に対する知識の提供と当事者への対応
- ・ 作業療法士の特化しての期待は特にないと思う。1 人のため、個人レベルでの業務の期待と思われる。

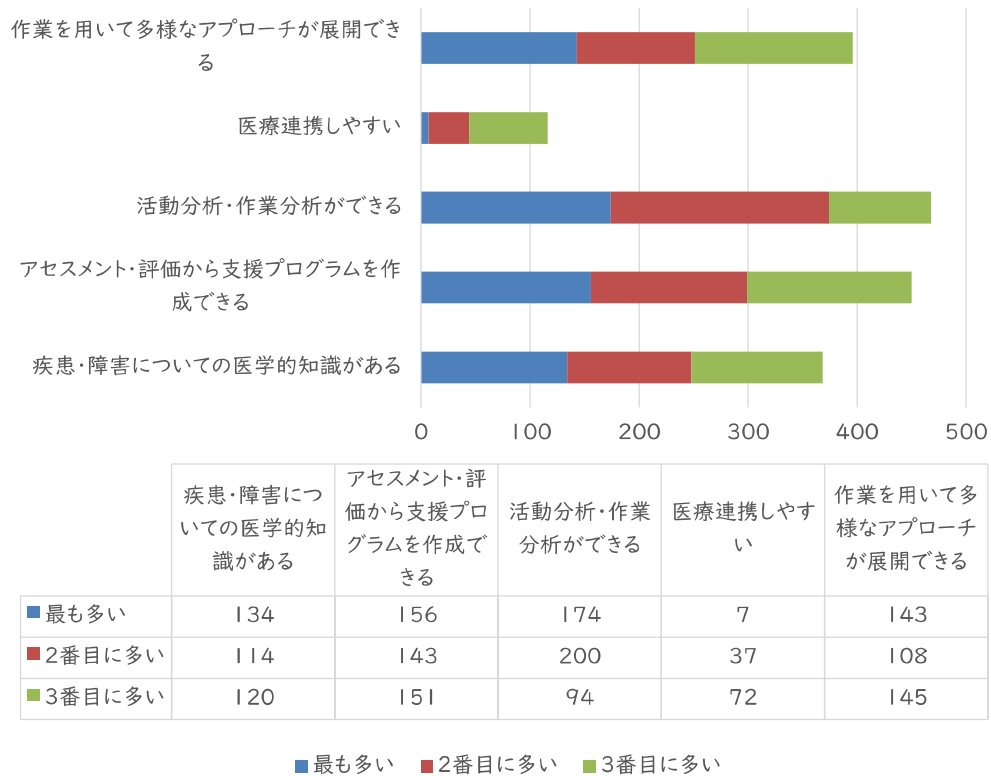
- ・ 「作業療法士」だからという理由で期待されていることはない。
- ・ 他機関連携（障害状況や対応方法、配慮事項等）
- ・ 知的障害をもつ高齢の利用者が多く、その方たちの身体や ADL・IADL 機能の維持
- ・ 余暇活動の充実

<児童福祉法関連>

- ・ 対応方法に関する実践と説明, その理由
- ・ 上司から作業療法士として期待してもらえていないと感じる。
- ・ 療育の裏付け的役割
- ・ 2名の作業療法士共に創業者であり、管理者的な立場でもあるため、作業療法士として期待されているのか否かわからない
- ・ 作業療法士の数がほとんど、その他の職種が少ない(いない)
- ・ 評価、個別支援計画書の助言
- ・ 身体障害のある子の活動支援

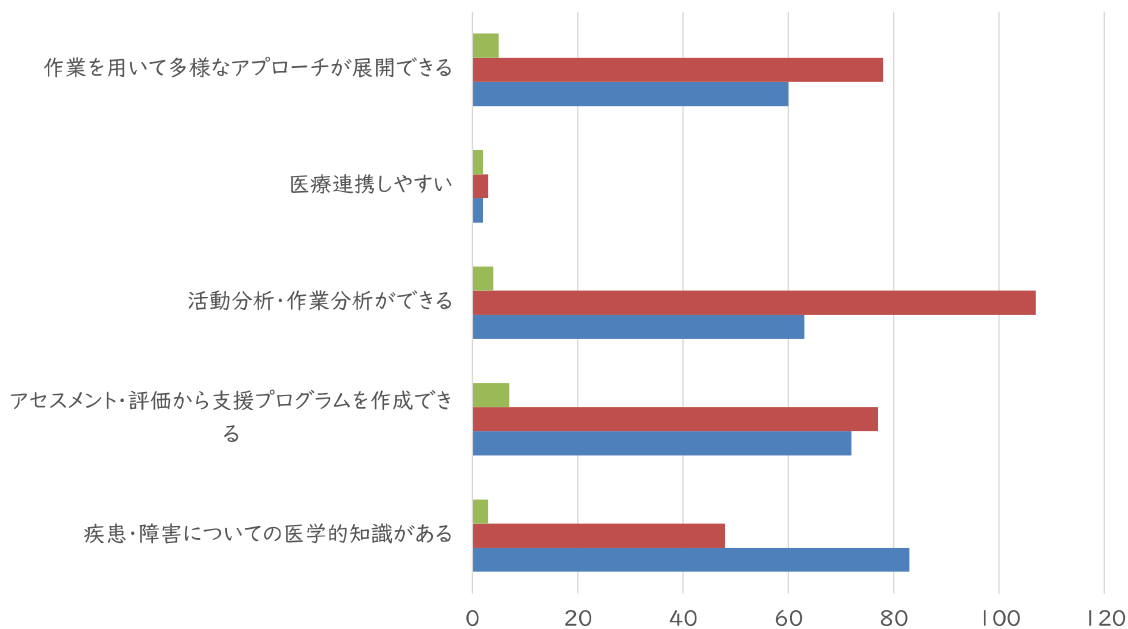
(2) 他職種と比べて作業療法士の強みと感ずることをお答えください(上位3つ)

○全施設 ※上位3つ (n=615)



○支援制度別 ※最も多い (n=615)

障害者総合支援法関連 n=274 児童福祉法関連 n=308 その他 n=33



	疾患・障害についての医学的知識がある	アセスメント・評価から支援プログラムを作成できる	活動分析・作業分析ができる	医療連携しやすい	作業を用いて多様なアプローチが展開できる
■ その他	3	7	4	2	5
■ 児童福祉法関連	48	77	107	3	78
■ 総合支援法関連	83	72	63	2	60

■ その他 ■ 児童福祉法関連 ■ 総合支援法関連

○その他

<障害者総合支援法関連>

- ・ 医療機関、地域関連職種、学校、職場との連携が行える
- ・ 自宅できる自主練習などについて情報提供を行える
- ・ ストレングスに着目できる
- ・ 医療だけでなく他の地域支援機関との連携もしやすい(障害と生活上の課題を結び付けた説明等)。また対象者の細かな反応の観察とそれに即した対応(自己の治療的使用など)は、他職種にはあまり見られないOTの強みだと思う
- ・ 価値や役割の概念を用いる
- ・ 過去から現在と中長期にわたる展望を、連続性をもって関わること

- ・ 意欲、自己効力感の向上を常に考えている
- ・ 集団活動として音楽や体操を用いて展開しやすい
- ・ 医療や福祉の枠組みにとらわれずに業務に取り組むことができる
- ・ 障害や作業特性の理解、作業環境の評価ができ、人と職場のマッチングに関して助言ができること
- ・ 医療的な視点や幅広い視点で見ることができる
- ・ 身体面、精神面、活動面、環境面どの角度からでもアプローチが出来、それらの専門職（関係者）と共通言語で話の共有ができる点

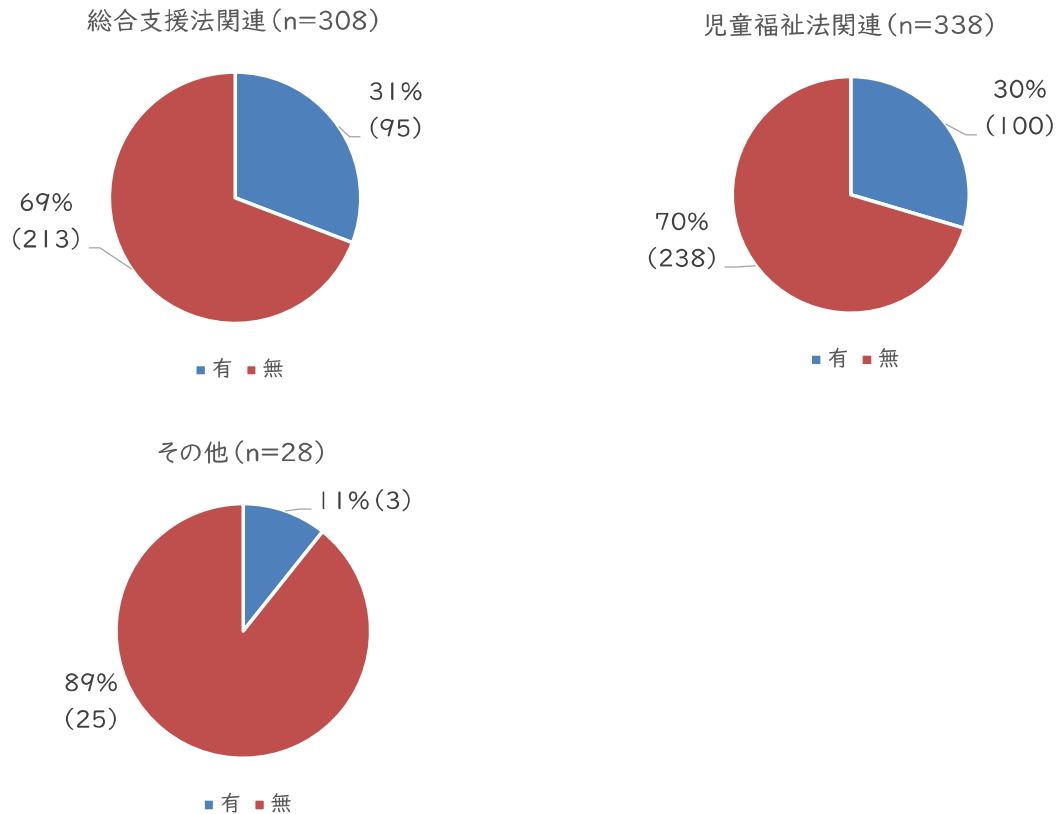
<児童福祉法関連>

- ・ 社会的処方的視点を用いて、「活動」と「参加」の視点で、社会参加、役割設定、生きがい、活躍の場を創出するための多角的視点がある。自身が直接介入するのみに固執することなく、社会的視点・社会課題の視点を持ち、医療・教育・福祉・産業・行政・民政などと協同する役割をもちやすい
- ・ 経験値的に求められていることも少なくない
- ・ 身体面・認知面・情緒面・ADL面など、様々な観点からお子様を把握することができる

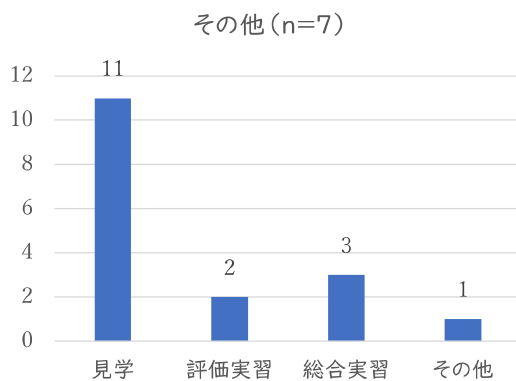
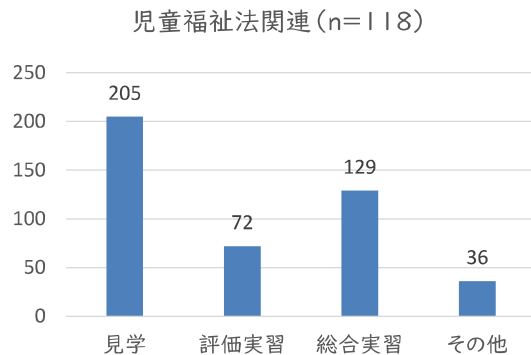
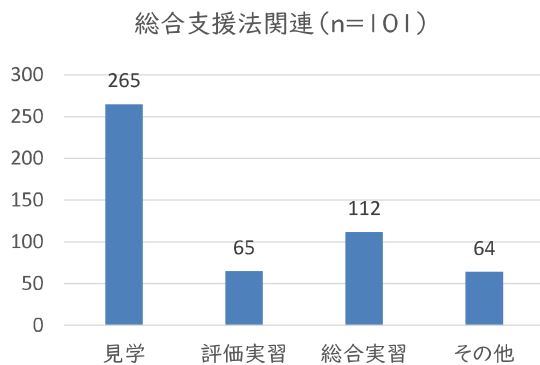
## 6. 作業療法学生実習受け入れ

### (1) 実習生の受け入れ(R2年度の実績)

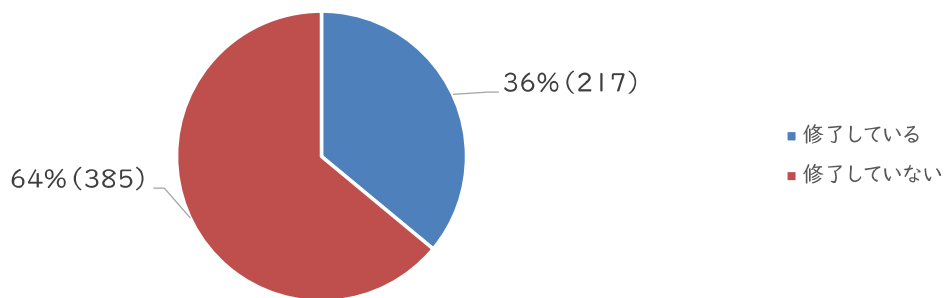
※新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れが難しかった場合はR元年度の実績



(2) R2 年度受け入れ総数



(3) 臨床実習指導者講習会の修了について (n=602)



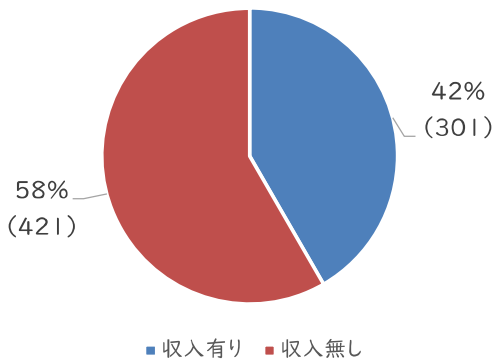
(4) 実習を受け入れている場合、学校名を教えてください

YMCA 米子医療福祉専門学校／アール医療福祉専門学校／サンビレッジ国際医療福祉専門学校／はくほう会医療専門学校／びわこ専門職大学／ユマニテク医療福祉大学  
 愛知医科大学／愛知医療短期大学／愛知県立大学／杏林大学／医療創生大学／茨城県立医療大学／横浜リハビリテーション専門学校／岡山医療技術専門学校／河原医療大学校

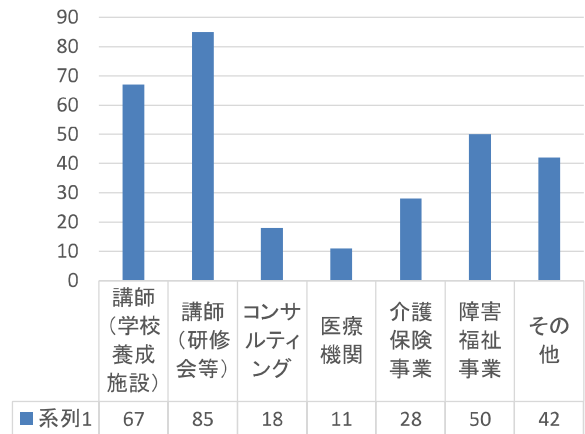
関西リハビリテーションカレッジ／関西医療大学／関西学研医療福祉学院／関西福祉科学大学  
／関東リハビリテーション学院／吉備国際大学／宮崎保険福祉専門学校／京都橘大学  
京都大学／玉野総合医療専門学校／金城学院大学／九州医療スポーツ専門学校／九州栄養  
福祉大学／熊本駅前看護リハビリテーション専門学校／群馬医療福祉大学／群馬大学  
穴吹リハビリテーションカレッジ／茨城県立医療大／県立広島大学／広島国際大学／広島大学  
／弘前大学／高知リハビリテーション専門職大学／国際医学技術専門学校／国際医療福祉大学  
／国際医療福祉大学／阪奈中央リハビリテーション専門学校／埼玉県立大学  
札幌医科大学／札幌医学技術福祉歯科専門学校／山形県立保健医療大学／四国医療専門学  
校／四国中央医療福祉総合学院／四條畷学園大学／社会医学技術学院／首都医校  
／秋田大学／彰栄リハビリテーション／常葉大学／信州大学／新潟医療福祉大学／森ノ宮医療  
大学／神戸医療福祉専門学校／神戸学院大学／神戸総合医療専門学校／神戸大学／神奈川  
県立保健福祉大学／水戸メディカルカレッジ／聖隷クリストファー大学／西九州大学／青陵リハ  
ビリテーション専門学校／静岡医療科学専門大学校／千歳リハビリテーション大学／千葉県立保  
健医療大学／川崎リハビリテーション学院／川崎医療福祉大学／多摩リハビリテーション学院／  
大阪リハビリテーション専門学校／大阪医療福祉専門学校／大阪公立大学／大阪保健医療大学  
／大分リハビリテーション専門学校／大和大学／中部大学／長崎リハビリテーション学院／長崎  
医療技術専門学校／長崎県立大学／長野保健福祉医療大学／帝京大学福岡医療技術学部／  
帝京平成大学／土佐リハビリテーションカレッジ／島根リハビリテーション学院／東京 YMCA 医  
療専門学校／東京工科大学／東京都立大学／東京福祉専門学校／東北メディカル学院／東北  
文化学園大学／東名古屋附属リハビリテーション学院／藤華医療技術専門学校／藤田保健衛生  
大学／南愛媛医療アカデミー／日本リハビリテーション専門学校／日本医療科学大学／日本医  
療福祉大学／白鳳短期大学／姫路医療専門学校／姫路獨協大学／富士リハビリテーション大学  
校／武雄看護リハビリテーション学校／仏教大学／文京学院大学／兵庫医科大学／平成リハビ  
リテーション学校／北海道医療大学／北海道千歳リハビリテーション大学／北海道大学／北海道  
文教大学／北都保健福祉専門学校／北里大学／麻生リハビリテーション大学校／箕面学園福祉  
保育専門学校／名古屋医健スポーツ専門学校／名古屋大学／目白大学／柳川リハビリテーシ  
ョン学院／藍野大学／琉球リハビリテーション学院／鈴鹿医療科学大学／佛教大学

## 7. 主業務以外の活動について

(1) ①現在勤めている法人以外の収入有無(副業)  
(n=722)



②現在勤めている法人以外の活動内容  
※複数回答可 (n=226)



### ○活動内容

#### <障害者総合支援法関連>

バスケットボールスクールのコーチ/有償ボランティアで自然教室の講師/地域の子育て支援/自費リハビリ/幼稚園等専門職訪問/NPO 法人 発達障害関連/送迎/模擬試験作問/JPC 関連/不動産賃貸業/教育委員会、保育園(個人契約)/飲食店バイト/訪問看護/介護認定審査員/福祉系学校の講師/支援学校/労働組合の役員報酬/学校の巡回相談/地域ケア会議 通いの場講師 保育士への指導/手話通訳/自立支援協議会/教育センター

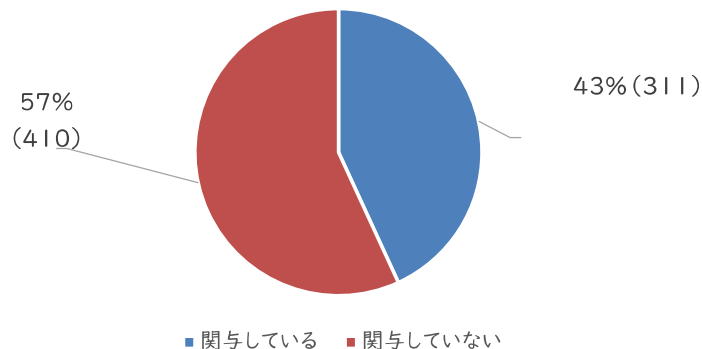
#### <児童福祉法関連>

障がい区分認定審査員/動画編集/建設業/単発バイト/支援学校/外部専門家事業(特別支援学校)/訪問看護事業所/行政の発達相談クラス/その他の団体役員活動/県・市事業受託/運動教室/グループホーム第3者委員(入居者面談)、ワークショップ、余暇支援事業団体委員、熱気球教室・イベント主催実施/乳幼児健診/飲食店/別法人役員報酬/教育委員会、学会、出版、研修企画会社

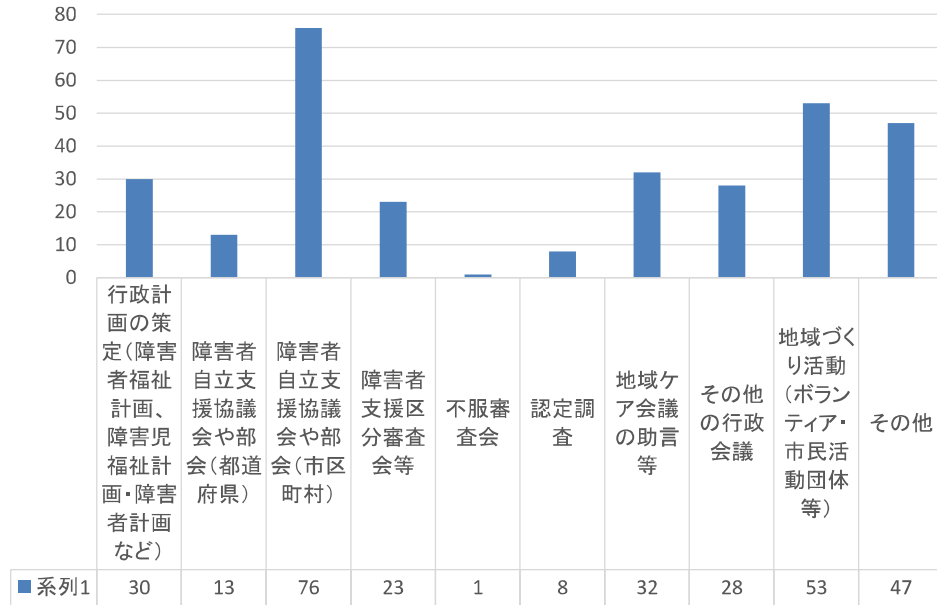
#### <その他>

教育委員会/音楽活動

(2) ①自治体業務への関与について(n=721)



②自治体業務への関与内容について ※複数回答可 (n=188)



○その他の実施内容

<障害者総合支援法関連>

市自治振興課の委員／地域福祉課と連携したネットワーク作り／市共同受注窓口法人理事／市役所内の相談窓口(年4回)／障害者ピアサポート研修事業／重層的支援体制整備事業関連の会議等／予防ヨガ教室／幼児精密、5歳児健診／特別支援教育連携協議会／特別支援学校の助言等／障害者総合福祉推進事業、障害者ピアサポート研修事業／市町村での発達障害児のフォロー教室や相談会、保育所訪問／市からリハビリテーション協会に委託され介護予防事業など／自治体で運営している児童発達支援事業の委託、総合支援事業の委託／群馬県高次脳機能障害支援連絡会／介護認定審査会／障害者の情報・コミュニケーションに関する協議会／就学支援委員会／発育発達相談

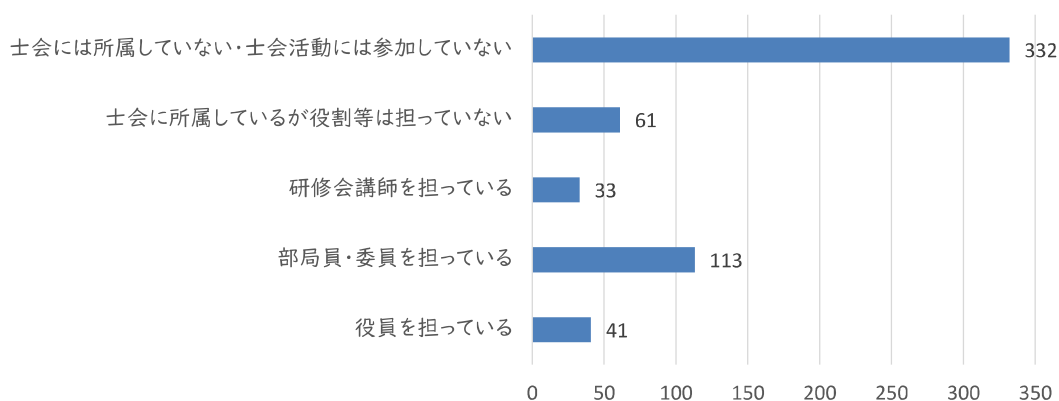
<児童福祉法関連>

行政(教育委員会も含む)主導の会議に出席／教育相談、発達相談、精査検診、相談支援事業／介護認定審査会委員／各市町発達障害の成人期相談窓口、思いやりネットワーク／児童クラブへの助言／専門職派遣／自治体での保育所・学校への巡回訪問／行政の発達相談クラス／保育所等への巡回事業／保育所へ運動紹介／教育委員会／要保護児童対策協議会／町の療育審査会／福岡県障害児等療育支援事業／市独自の児童発達支援強化事業へ参加／地域リハビリテーション活動支援事業／市の幼児教室／発達相談／放課後児童クラブ(学童)や療育教室等への助言等／市の教育委員会巡回相談員／発達に心配のあるお子さんのグループ支援／運動発達相談会／療育相談／乳幼児健診、こども園巡回訪問、キッズ体操、健康運動教室

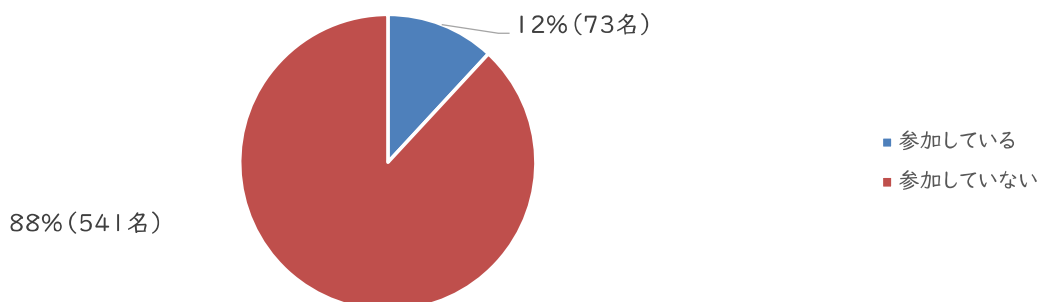
<その他>

リハビリテーション専門職派遣事業／県の就労支援に係る事業の受託・運営

(3) 都道府県士会活動への参加 ※複数回答可 (n=490)



(4) ボランティア活動への参加 (n=614)



<活動内容>

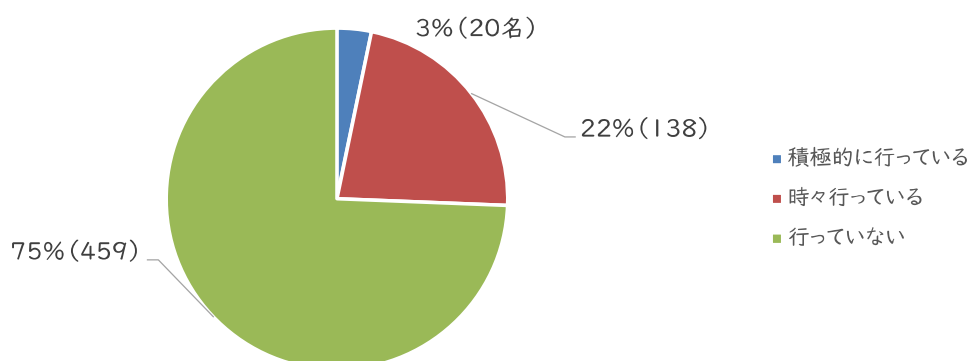
○具体的な実施内容

認知症の人と家族の会／コミュニケーション研修のスタッフ／遊び倶楽部（療育終了になった子どもたちの運動の場）、ユニバーサル柔道アカデミー（障害の有無に関わらず、柔道やコーディネーショントレーニングなどを行っている）／障がいがある人のスポーツ支援／日本車いすバスケットボール連盟、小児在宅基金でいんさぐの会／視覚障害者の伴走ボランティア／中学生硬式野球チームのトレーナー／障害福祉 B 型センターでボランティア／道路ボランティア（県道の緑化活動）／災害ボランティア等／共同募金会／障害者スポーツ／余暇支援事業（熱気球ふれあい事業）、小学校での熱気球教室共催／児童養護施設訪問、地域子ども食堂参加／子どもの通う小学校でのボランティア活動／啓発イベントの講師や実行委員、保護者会への参加／電動車いすサッカーチームスタッフ 地域勉強会のスタ

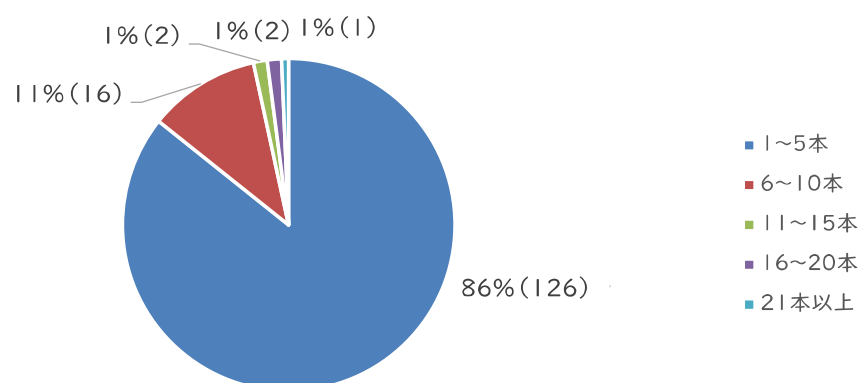
スタッフ / PTA 活動 / 大阪市中南部高次脳機能障害包括ケアネットワーク 大阪高次脳機能障害就労支援勉強会 / 障害児を持つご家族の会 / 発達障害関連 / 地域の祭り、スポーツイベント等 / 障害児のサマーキャンプ / 認知症サポーター養成講座の講師 / こども食堂 / 地域世代間交流カフェ、多職種子ども未来会議 / 障害者スポーツ(フットサル) / 精神障害や発達障害のある方のスポーツ(主にバスケットボール) / 消防団 / 子育て支援 / パラスポーツの補助 認知症啓発イベントの参加 / 自治会の清掃、子どもの通う保育園での清掃活動 / ソーシャルフットボール関連 / 障害児のチャリティーラン / NPO 法人社員(無給) / 青少年育成活動 / 自然観察指導員として、一般の親子、放課後事業の児童、特別支援学級を対象とした自然教室の講師 / 自治会行事 / ボランティア法人の代表理事 / ファーム乗馬療法 / 筋電義手のイベントスタッフ / ベトナムのこどもたちを支援する会 / 貧困支援 / 障害児向けのイベントのボランティア / プレーパーク、一時保護、フリースクール、相談、森のようちえん

## 8. 研究報告、発表

(1) 研究報告や論文投稿または学会発表等 (n=617)



(2) 障害福祉領域における筆頭演者としての過去の研究報告・発表本数 (n=147)



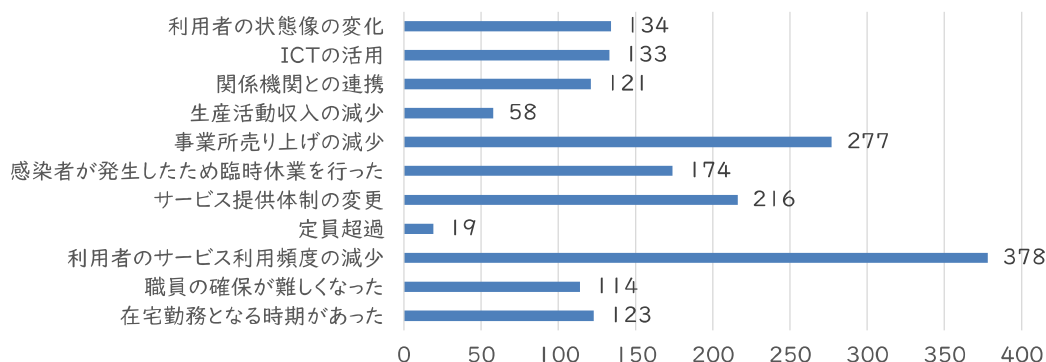
(3) 具体的な実施内容について(複数回答可)

日本作業療法学会 / 日本発達系作業療法学会 / 信州精神科作業療法研究会 / 長野県作業療法士会学術大会 / 九州作業療法士協会 / 感覚統合学会 / 老人保健施設の全国大会 / 2010年 WFOT Congress (Chile) / 大分県病院学会 / 脳卒中懇話会 / 重症心身障害児者を支える作業療法フォーラム / 奈良県作業療法学会 / 日本在宅医療連合学会 / 障害者リハビリテーション研究集会 / 活動分析研究会 / 日本児童青年精神医学会 / 青森県作業療法士協会 / OT ジャーナル / リハビリテーションケア学会 / 作業療法「陶芸アルゴリズム」 / 全国身体障害者施設協議会研究大会 / 日本プライマリケア学会 / 日本作業科学研究会 / 山口県作業療法学会 / 愛知県作業療法学会 / 特殊教育学会 / 児童発達支援協議会 / 全国療育研究協議会 / 東北作業療法学会 / 茨城県リハビリテーション研究会 / 厚生労働省 総合福祉推進事業 / 茨城県作業療法学会 / 岐阜県作業療法士学会 / 臨床発達心理士会 / 高次脳機能障害学会 / 職業リハビリテーション実践研究発表会 / 日本精神障害者リハビリテーション学会 / 安全運転・医療研究会 / 熊本県作業療法学会等 / 回復期リハビリテーション病棟協会 研究大会 / 福島県作業療法学 / 近畿OT学会 / 大阪OT学会 / 愛知県作業療法学会 / 近畿作業療法士学会 / 大阪府作業療法士学会 / 日本リハビリテーション医学会 / 九州 PT・OT 合同学会 / 日本心理学会 / 九州心理学会、日本小児神経学会 / 小児保健研究 / Experimental Brain Reserach、Behavioural Brain / 高次脳機能障害学会 / 職業リハ学会 / 認知行動療法学会 / 総合リハ / 日本総合病院医学会学術大会 / 東北作業療法学会 / 日本リハビリテーション連携科学学会 / 大阪市社会福祉研究 / 岐阜県作業療法学会 / 九州障害者支援施設研究大会 / メディカルリハビリテーション / 作業行動学会 / 作業行動研究誌 / 北海道作業療法士学会 / 精神障害者リハビリテーション学会 / 人と動物関係学会 / 四国作業療法学会 / annal of occupational therapy / 高知県作業療法学会 / 千葉県作業療法士学会 / 障害支援研究会 / 兵庫リハケア学会 / 岩手県作業療法学会 / 東北作業療法学会 / 日本コミュニケーション障害学会 / 東京都作業療法士学会 / 静岡県作業療法学会 / 社会福祉事業団職員実践報告・実務研究論文 / 日本義肢装具学会 / 熊本県作業療法士学会 / 佐賀県作業療法士学会 / 山形県作業療法学会 / SAOT / Asian Journal of Occupational Therapy / 日本発達系作業療法学会 / 日本重症心身障害学会 / みやぎ作業療法

9. その他

(1) 貴事業所における新型コロナウイルス感染症の影響や課題があればご記入下さい

※複数回答可 (n=577)



## 結果

### 1.回答者の基本事項について

- ◇ 回答者の作業療法士としての実務経験は平均 14.9 年であり、5 年未満の者は 12%であった。現在の施設での勤務年数の平均が 5.8 年であることから、複数箇所での経験を経て現在の施設で勤務している者が多いことが分かった。
- ◇ 認定作業療法士(4%)や専門作業療法士(2%)の取得率は高くない。
- ◇ 現在の施設以前の勤務経験としては、総合支援法関連施設では身体障害・精神障害、児童福祉法関連施設では発達障害・身体障害が多い。
- ◇ 主に関わっている障害福祉サービスで多くを占めているものとしては、総合支援法関連施設では生活介護 25%、就労継続支援 B 型 15%、就労移行支援 13%、児童福祉法関連施設では福祉型児童発達支援 44%、放課後等デイサービス 34%であった。
- ◇ 主たる所属以外に従事する事業や関連施設があると回答があった数(複数回答可)は、総合支援法関連施設では 66%、児童福祉法関連施設では 91%であり、2つ以上サービスを兼務している方が多いことが分かった。
- ◇ 共生型サービスを運営しているのは 3%であった。
- ◇ 役職については、施設長・管理者を担っているものは全体の 20%、サービス管理責任者 8%、児童発達支援管理責任者 9%であった。
- ◇ 職種として加算対象になっている者は 57%であった。

### 2.勤務状況について

- ◇ 雇用形態は役員 9%、正社員 80%、契約社員 2%、パート 7%であった
- ◇ 雇用形態別年収(中央値)としては、役員 470 万、正社員 400 万、契約社員 310 万、パート・アルバイト 130 万、その他 400 万であった。

### 3.施設の特性

- ◇ 法人種別としては、総合支援法関連施設は社会福祉法人が 54%を占めているが、児童福祉法関連施設は株式会社 30%・社会福祉法人 29%、その他は社会福祉法人 39%・株式会社 18%であった。
- ◇ 主たる利用対象者としては、総合支援法関連施設では精神障害(35%)・身体障害(22%)・知的障害(16%)の順に多く、児童福祉法関連施設では発達障害が 82%を占めていた。

### 4.作業療法士の関与内容

- ◇ 作業療法士が関与する場面の実施形態は、通所が総合支援法関連施設で 68.4%、児童福祉法関連施設で 86.9%であり大半を占めている。

- ◇ 一日に平均して介入する対象者数は、総合支援法関連施設は平均 11.8 人、児童福祉法関連施設は平均 8.0 人、その他は平均 8.0 人であった。
- ◇ 作業療法士が行う主たる支援の種類について、障害者総合支援法・児童福祉法関連施設では「コミュニケーション・対人技能訓練」が最も多いが、その他関連施設では「相談業務」が主体となっていた。
- ◇ 評価している項目について、総合支援法関連・児童福祉法関連・その他施設において、一般項目（生活・生育歴、現病歴・治療歴、趣味・興味）、基本的能力（精神・認知・心理）、応用的能力（コミュニケーション能力）、社会適応能力（社会生活適応）は共通して多い。加えて児童福祉法関連施設については、基本的能力・応用的能力の項目が多くなっている。
- ◇ 利用者の治療・支援・指導等の主な実施内容について、総合支援法・児童福祉法関連施設では、基本動作訓練・日常生活活動・相談業務・他職種への情報提供が多くなっており、加えて児童福祉法関連施設では身体運動活動や学習活動・遊具を用いた活動が多い。その他関連施設では、相談・指導・調整業務が多くメインの業務となっている。
- ◇ MTDLP を活用しているのは 6%であるが、その他として考え方として参考にしている、興味関心チェックシートのみ活用中、臨床実習指導時に活用しているなどがあげられている。

#### 5. 作業療法士の役割について

- ◇ 作業療法士が周囲から期待されていることは、「アセスメント・評価」や「基本的能力の維持・向上」が多く、他職種と比べて作業療法士の強みと感ずることとしては、障害者総合支援法関連施設では「疾患・障害についての医学的知識がある」、児童福祉法関連施設では「活動分析・作業分析ができる」が最も多かった。その他の意見として、「医療だけでなく他の支援機関との連携もしやすい」、「対象者の細やかな反応の観察とそれに即した対応ができる」、「多角的視点があり身体面・精神面・活動面・環境面のどの角度からでもアプローチすることができる」などが挙げられていた。

#### 6. 作業療法学生実習受け入れ

- ◇ 実習生を受け入れているのは、障害者総合支援法関連施設 31%、児童福祉法関連施設 30%、その他施設 11%であった。その他コメントとしては、「社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、心理士は受け入れているが作業療法士は受け入れていない」、「コロナ禍ということもありオンラインで見学実習を行った」という意見が挙げられていた。
- ◇ 受け入れ総数の割合としては、見学実習 49.8%、評価実習 14.4%、総合実習 25.3%であった。
- ◇ 臨床実習指導者講習会については、36%が修了していた。

#### 7. 主業務以外の活動について

- ◇ 現在勤めている法人以外に収入がある方は全体の 42%であり、活動内容として①研修会な

どの講師②養成施設などの講師③障害福祉事業が多く、介護保険事業やコンサルティング、医療機関を副業としている方もいた。その他の中には、有償ボランティアや教育委員会や保育園との個人契約、アルバイト、地域の子育て支援、運動教室、乳幼児健診、手話通訳などがあげられていた。

- ◇ 自治体業務への関与している方は 43%であり、関与内容について多くみられたのは障害者自立支援協議会や部会への参加や地域づくり活動への参加であった。
- ◇ 都道府県士会活動への参加について、67%方が士会には所属していないもしくは士会活動には参加していないことが分かった。
- ◇ ボランティア活動は 12%の方が担っている。

#### 8.研究報告、発表について

- ◇ 研究報告や論文投稿、学会発表等について、積極的に行っている、時々行っている者は 25%であり、過去の研究報告・発表本数としては 1~5 本が最も多く 86%であった。

#### 9.その他

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響や課題について、①利用者のサービス利用頻度の減少②事業所売り上げの減少③サービス提供体制の変更④感染者が発生したため臨時休業を行ったの順で多くみられ、事業所の運営に大きく影響があったことが分かる。

### まとめ

障害福祉領域で勤務する作業療法士は着実に増加している一方、一人職場も多く「悩みを相談・共有できる人がいないため不安」、「作業療法士はアセスメント・評価を行い、様々な角度からアプローチが行える職種であるが、他職種や管理者層に十分認知されておらず、職種としての強みを発揮しづらい」、「常勤配置したくても経営・運営上配置できない実態がある」などの意見が聞かれた。

今回の実態調査から得られた結果をもとに、今後、協会としては当該領域において作業療法士の参画・寄与を推進するために関係機関により一層の広報・啓発を行っていくとともに、同じ領域で働く会員が交流・情報交換できる場を多く持てるような取り組みをしていくことが必要と考えられた。

### 最後に

本調査実施にあたり回答くださいました皆様、ご協力ありがとうございました。